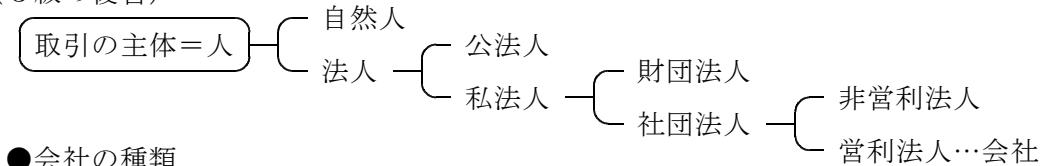


第13章 株式会社の組織と運営

(3級の復習)



●会社の種類

<会社とは>

株式会社、合名会社、合資会社または合同会社のこと (会社 2①)

持分会社

…組合式運営が認められる
意思決定や利益配分の方法を定款で自由に定められる。

営利を目的とする社団法人

区分	持分会社			株式会社
	合名会社	合資会社	合同会社	株式会社
構成員 (社員)	無限責任社員 (会576②)	無限責任社員 ---(会576③)--- 有限責任社員	有限責任社員 (会576④)	株主 =有限責任社員 (会25、104)
出資者 (社員) の責任 (会580)	直接・無限 ・連帯責任 (会576②、 580①)	直接・無限 ・連帯責任 ---(576③、580)--- 直接・有限 ・連帯責任	間接有限責任 (会580②) (出資は 全額払込主義 :会578、604③)	間接有限責任 (会104) (出資は 全額払込主義 :会34、63、208)
社員の 業務執行	原則全員が 業務執行権、 代表権をもつ (会590)	原則全員が 業務執行権、 代表権をもつ (会590) (社員の種類に による違いは、 廃止された)	原則全員が 業務執行権、 代表権をもつ (会590)	株主の地位と 業務執行権は、 分離されている (会105ほか) (所有と 経営の分離)
社員の 地位の 譲渡	他の社員全員 の承諾が必要 (会585①)	原則、他の社員 全員の承諾必要 (会585①②)	原則、他の社員 全員の承諾必要 (会585①②)	原則自由 (会127) (株式譲渡自由 の原則)
法律が 本来予定 する規模	2人～小規模 (現行は、 1人会社も可)	2人～小規模	2人～小規模 (現行は、 1人会社も可)	大規模 (現状は実体が 個人企業も多)
会社の 性質	人的会社 …社員相互間の 人的信頼関係 が前提となる 信頼の基礎は人	人的会社 (無限責任社員 の個性が重視 される)	物的会社と 人的会社の 両方の側面 →内部関係には 組合的規律が 適用される。	物的会社 …株主と会社間 株主相互間の 関係は希薄 信頼の基礎は 会社の財産 ↓ 資本充実・維持 の原則

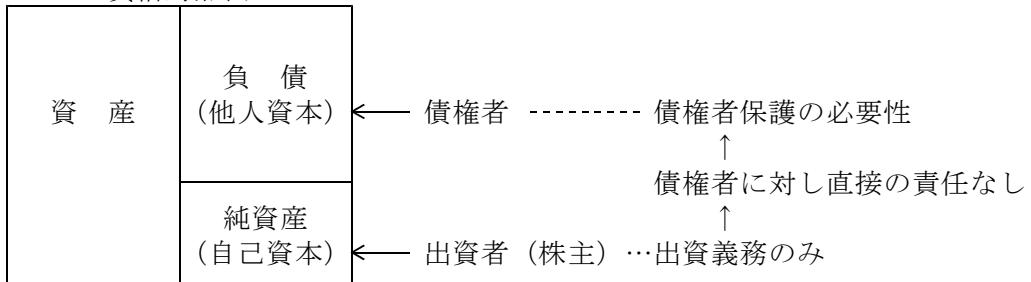
●株式会社のしくみ

(1) 株式会社 (stock company) の特質と債権者保護

株式会社は、
多数の出資者から巨額の資本を集めて
大規模かつ長期的に事業を行うことを
本来の目的としている。

→ 多数の出資者が
参加しやすいしくみ

貸借対照表



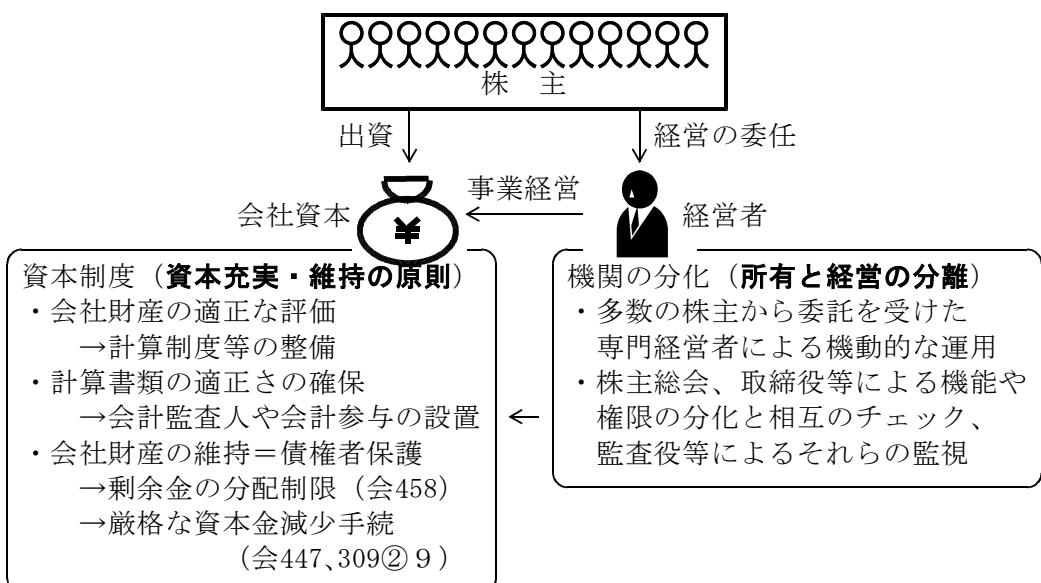
(2) 株式会社の経営機構

<株式>

株式会社の所有者としての
社員たる地位が、
細分化された均一的な割合的単位
として構成されたもの

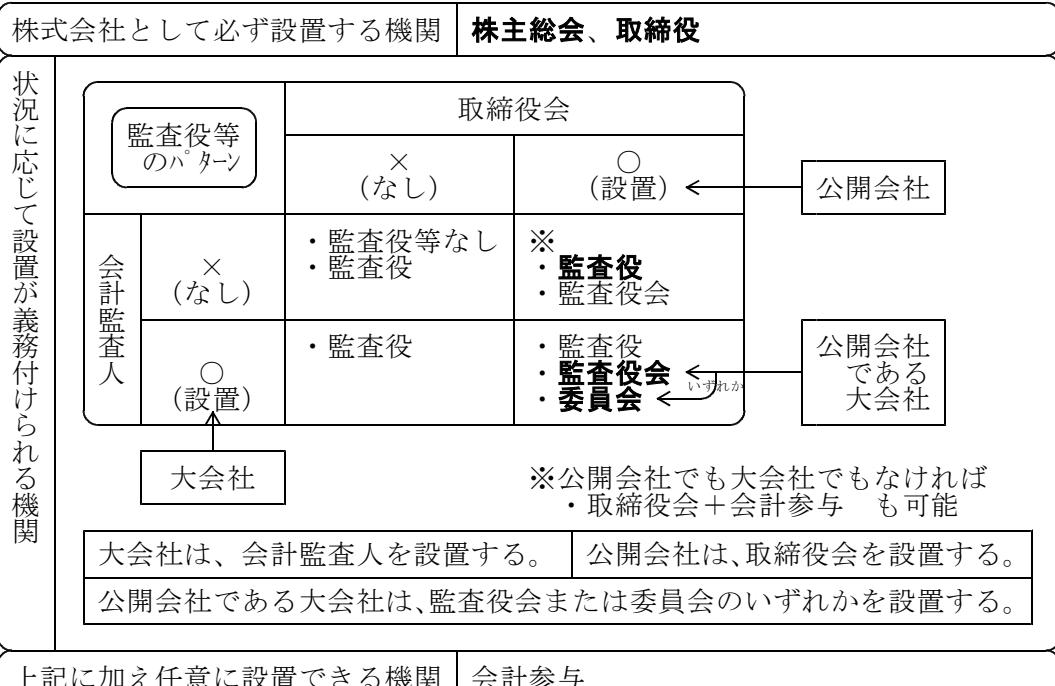
<間接有限責任>

株主の責任は、その有する株式の
引受け額を限度とする。 (会社104)
→引受け額までの出資義務を負うのみ
会社債権者に対し直接責任はない



第1節 株式会社のしくみ

I 株式会社の機関 … 機関設計は、一定の枠内で、原則自由となった。(全19種類)

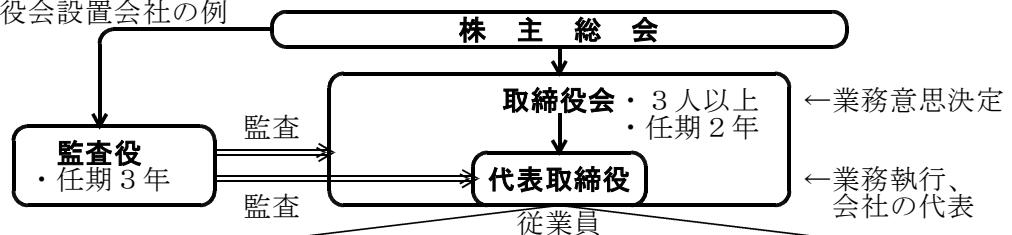


上記に加え任意に設置できる機関 会計参与

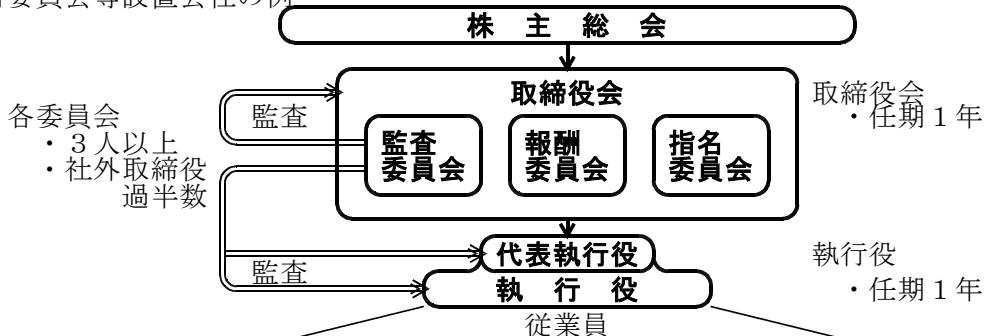
※株式会社の「役員」 = 取締役、会計参与、監査役

公開会社	「譲渡制限のない株式」が存在している株式会社(会2-5)
大会社	「資本金が5億円超」または「負債が200億円超」の株式会社(会2-6)

○取締役会設置会社の例



○指名委員会等設置会社の例

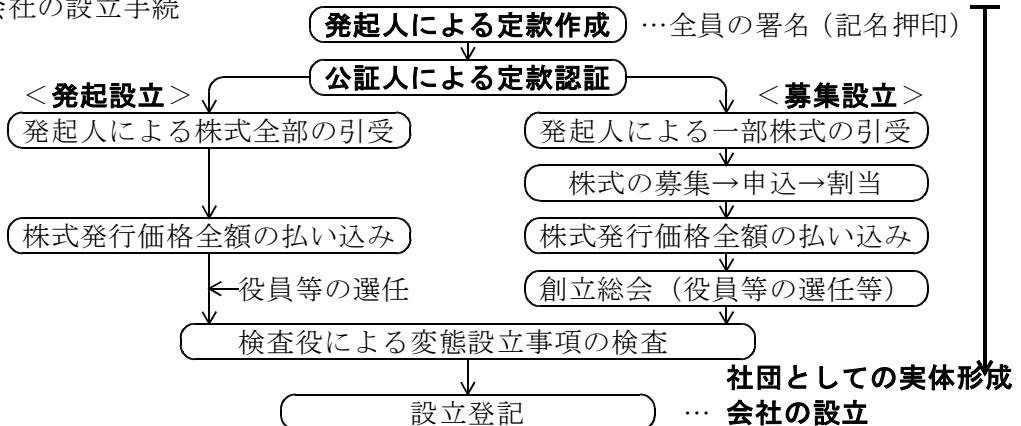


II 株式会社の設立

株式会社の設立
(営利社団法人としての
実態を備える3段階)

- ①発起人による定款の作成 (26) → **原始定款**となる
- ②株主となるべき者の募集 (57)
- ③発起人・設立時募集株式の引受人による
出資の履行 (34・63)

1 株式会社の設立手続



● 定款の記載事項

絶対的記載事項 (記載なければ、定款無効)	相対的記載事項 (記載がないとできない)	任意的記載事項 (定款外での記載も可能)
①会社の目的 ②商号 ③本店の所在地 ④設立に際して出資される 財産の価格または最低額 ⑤発起人の氏名または名称 および住所 ⑥株式会社が発行すること ができる株式の総数	①現物出資 ②財産引き受け ③発起人が受ける報酬 その他特別の利益、 発起人の氏名・名称 ④会社の負担に帰すべき 設立費用	• 株式の名義書換手続 • 定時株主総会招集時期 • 株主総会の議長 • 役員の員数 • 事業年度、決算期 など

変態設立事項		
現物出資 金銭以外の財産による出資	財産引き受け 会社の設立後に 財産を譲受する契約	事後設立 設立後2年以内に行う 事業用財産の取得で、 純資産額の20%超 対価となるもの
原則として、検査役による検査が必要		株主総会特別決議が必要

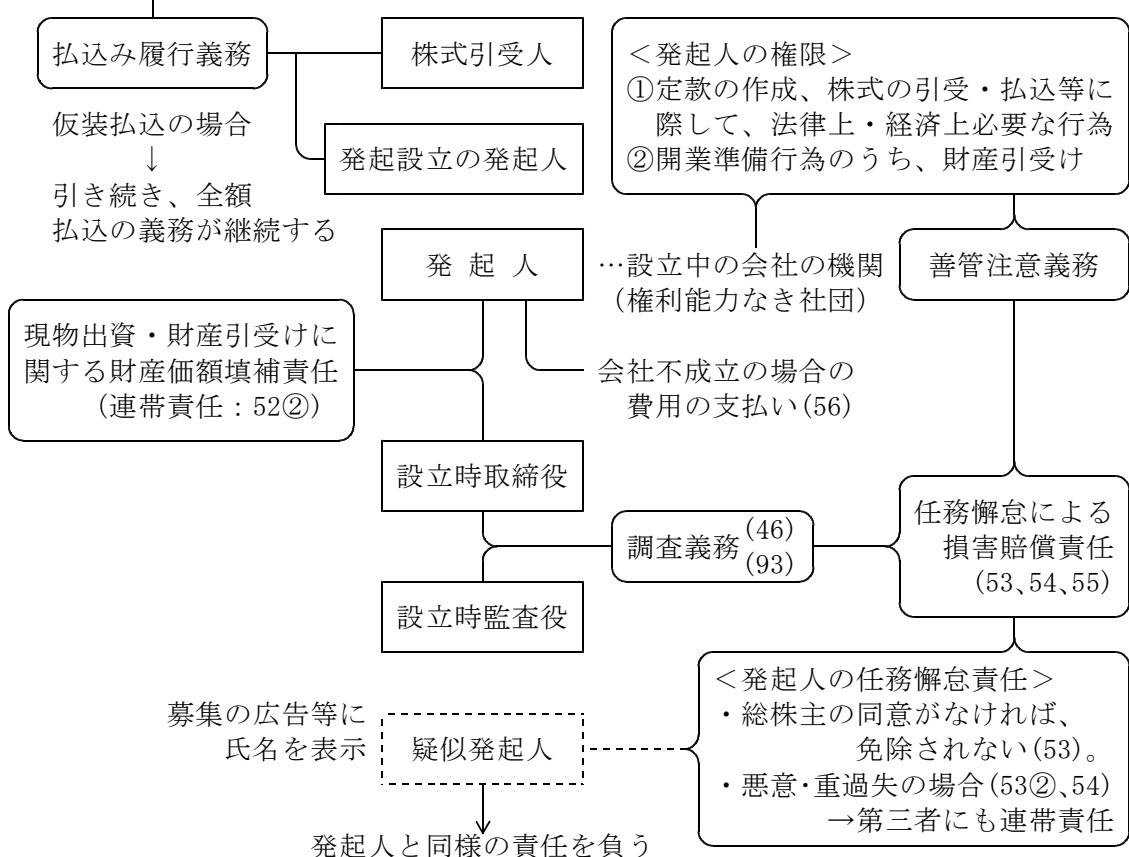
設立登記

会社は登記によって成立する → 検査終了等から2週間以内の登記義務
…発起人等への罰則あり

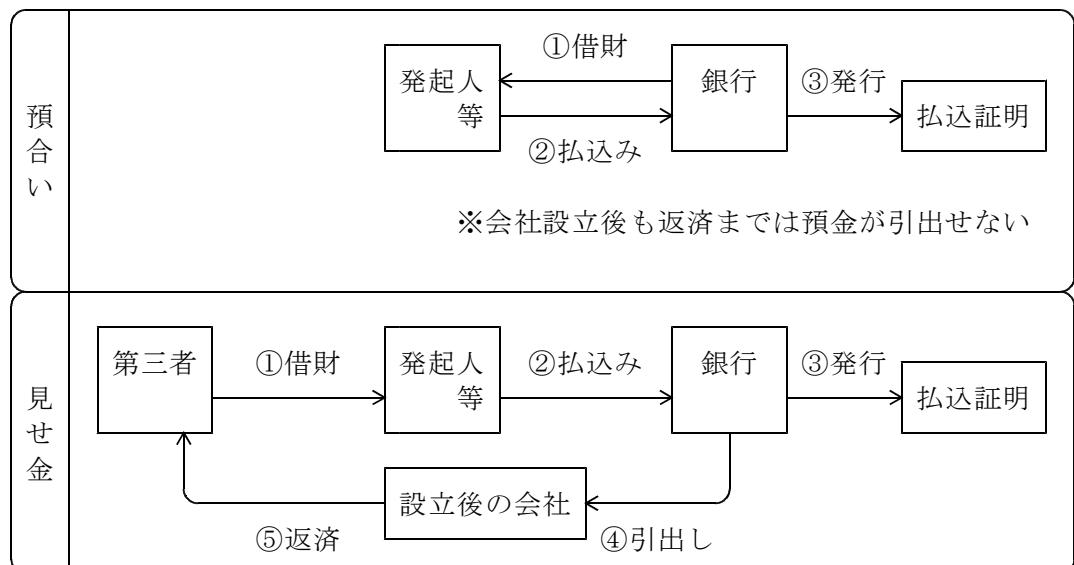
(911)

2 設立に対する責任

しないと、株主となる権利を失う (36・63)

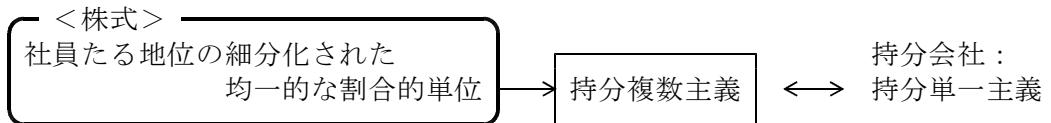


(参考) 預合いと見せ金の禁止



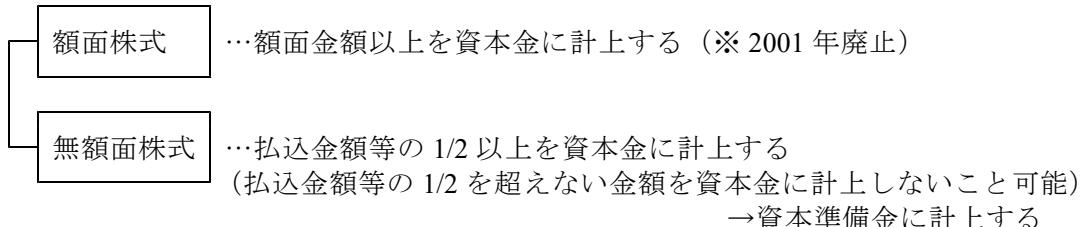
III 株式と株主名簿

1 株式(share)とは

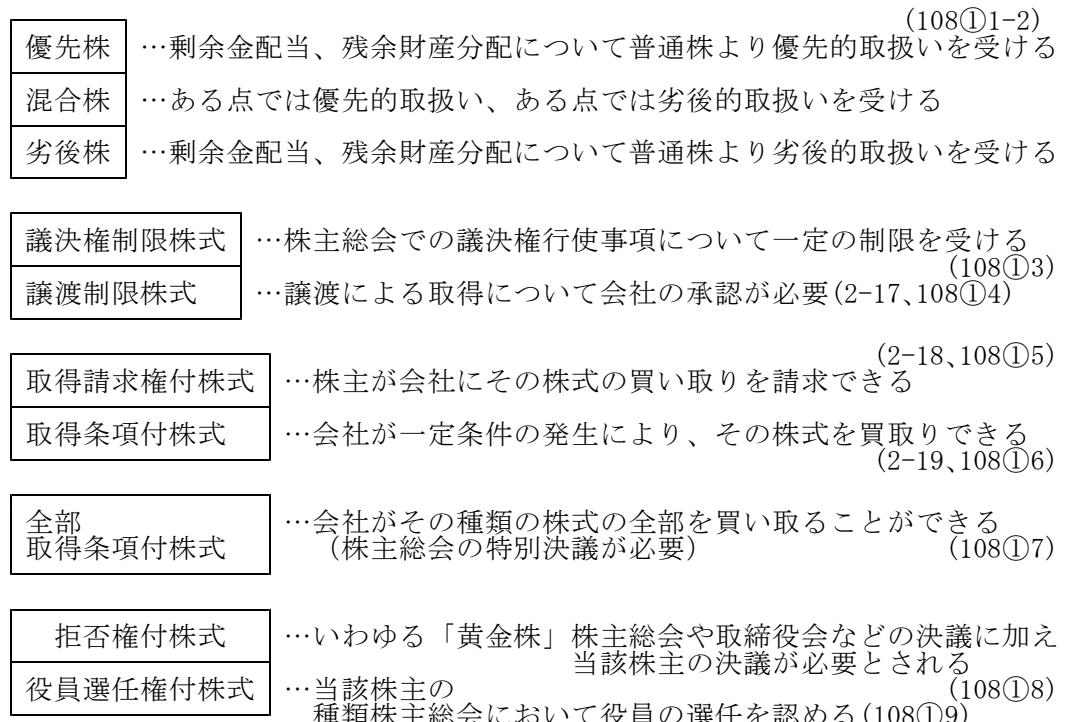


2 異なる種類の株式

●無額面株式



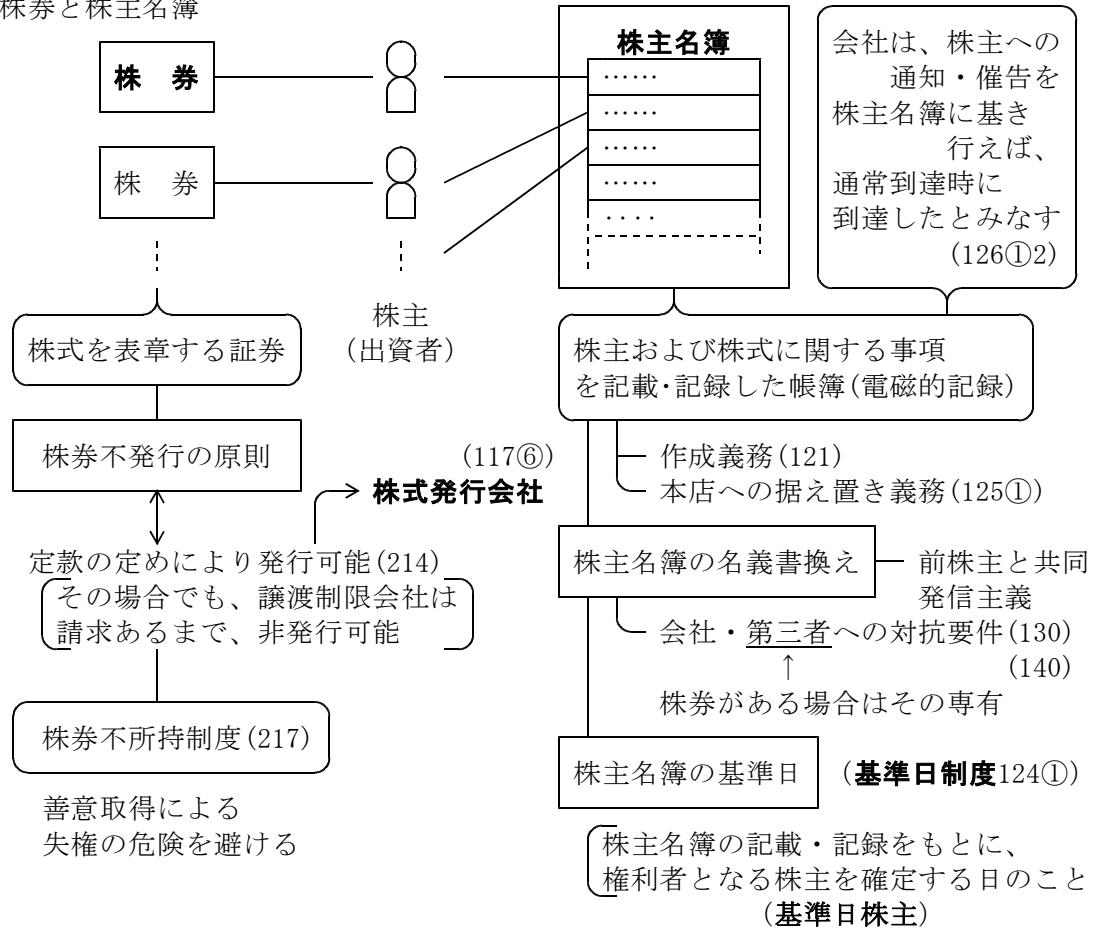
●種類株式



3 単元株制度

複数(1000または発行済み株式総数の1/200を超えない数)の株式をまとめた1単元に対し、1個の議決権を付与する制度(188～)
→単元未満株に議決権はない …定款により、その他の権利も制限可能
(189②)

4 株券と株主名簿



●上場企業における株券の電子化 …「社債、株式等の振替に関する法律」

＜株式等振替制度とは＞

上場会社の株式等に係る株券等をすべて廃止し、
株主等の権利の管理（発生、移転及び消滅）を、電子的に行うもの

証券保管振替機構(保振:ほふり)
及び証券会社等に開設された口座

※株券の性質

- ・文言証券、設権証券でない。
- ・無因証券でもない。=有因証券

株券の善意取得(131②)

悪意または重過失なく、株券の交付を受けた者は、株式の権利を取得する

株券による権利の推定(131①)

株券の占有者は、当該株券にかかる株式の権利を適法に有すると推定する

株券喪失登録制度

喪失株券の善意取得防止のため、登録により株券を無効にできる制度

5 株式の譲渡

株式譲渡自由の原則 (127)

…株主に投下資本回収の途を与える



株式譲渡自由の原則の制限

…同族会社等へも配慮

法定

- 権利株(設立前の株式引受人の地位)の譲渡制限(35、50②、63②)
- 株券発行会社の株券発行前の株式譲渡制限(128②)
- 親会社株式の子会社による取得制限(135①②、800)
- 企業結合の規制手段 (独占禁止法9②、10、11、14)
- インサイダー取引の規制 (金融商品取引法166、167)

譲渡制限株式

…下記のほか、定款で別段の定めも可能(139①但)

- 譲渡の承認請求(136、138-1号)
- 譲渡非承認の場合の処置請求

- 譲渡しようとする株主
- 株式譲受人

会社
(株主総会)

- 取得の承認請求(137、138-2号)
- 譲渡非承認の場合の処置請求

譲渡非承認
の場合

- 自ら買取
- 譲渡の相手方
を指定

● 株式譲渡の方法

譲渡の効果

第三者への対抗要件

株券不発行

意思表示のみ

株主名簿への記載

株券発行

意思表示+株券交付

株券の占有

株券電子化

振替口座簿への記載又は記録

6 自己株式(treasury share)の取得と保有

(1) 自己株式の取得・保有に関する規制

貸借対照表

●自己株式規制の理由

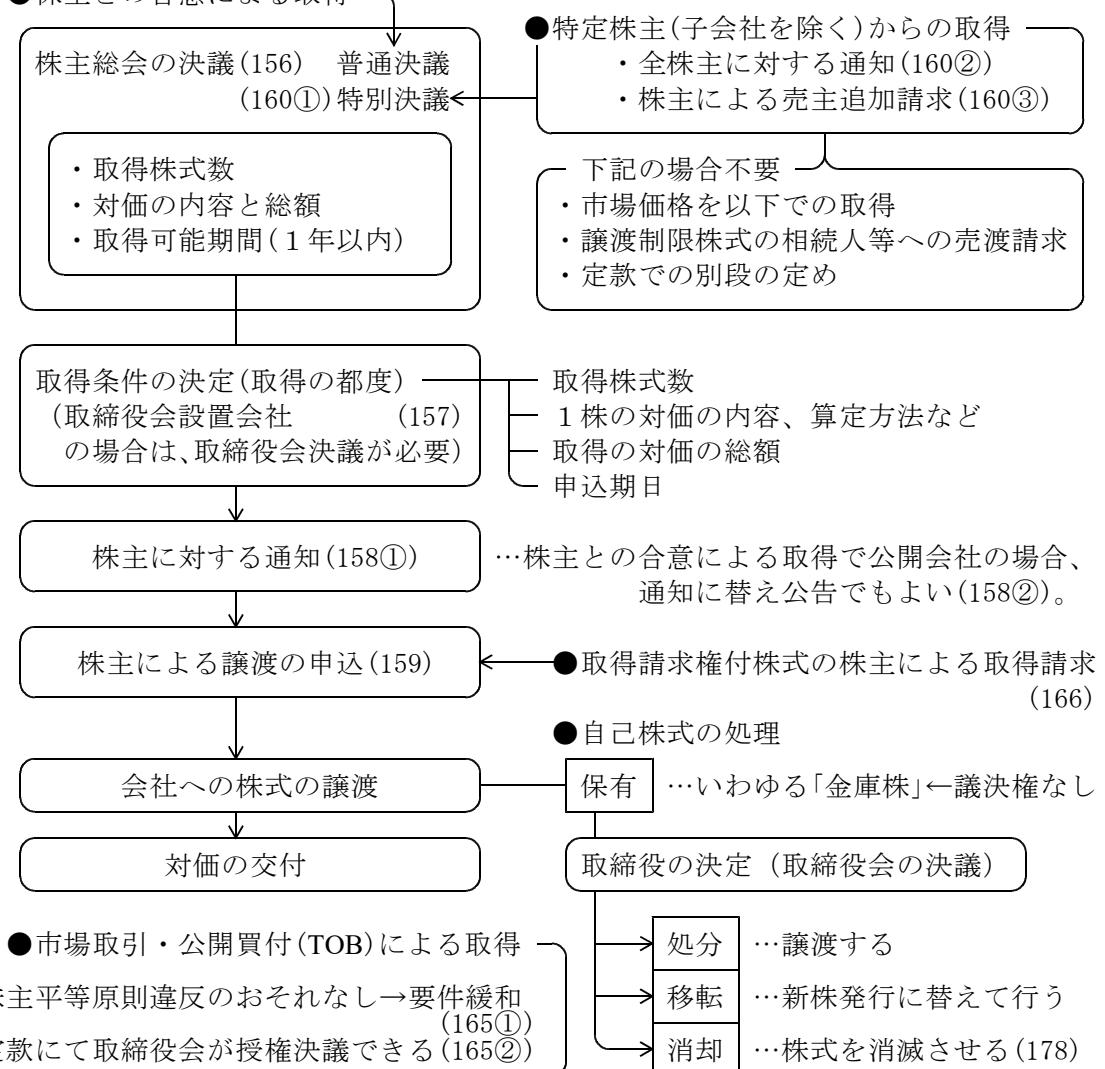
- ①実質的に出資の払戻となり、資本維持の原則に反すること
- ②株価操縦のおそれがあること
- ③現経営陣の地位保全に用いられるおそれがあること
- ④特定の株主のみが有利に扱われることにより、
株主平等原則に反するおそれがあること

現金等 の資産	他人 資本
自己 株式	自己 資本

- 自己株式の取得ができる場合(155)
 - ①取得条項株式の条件譲受
 - ②譲渡制限付き株式の譲渡不承認の場合の買取請求
 - ③株式の有償取得(株主の合意+総会決議)
 - ④取得請求権株式の取得請求
 - ⑤全部取得条項付株式の取得決議
 - ⑥譲渡制限株式の相続人等への売渡請求
 - ⑦単元未満株の買取請求
 - ⑧所在不明株主の株式取得
 - ⑨端数株の取得
 - ⑩他の会社の全部を譲り受ける場合の継承
 - ⑪合併により消滅する会社からの継承
 - ⑫吸収分割する会社からの継承
 - ⑬その他、法務省令で定める場合

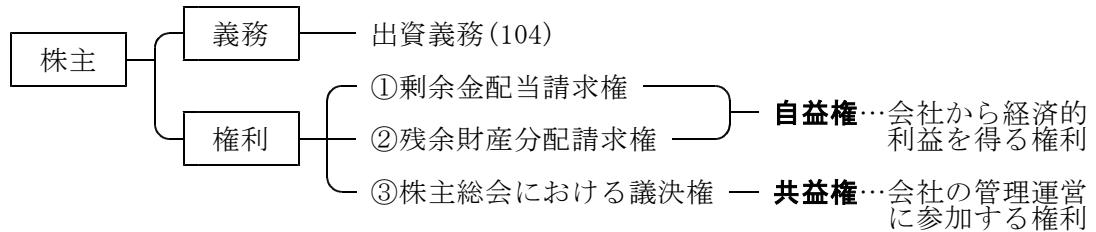
(2) 自己株式取得の手続き

●株主との合意による取得



IV 株主と株主総会 (shareholder & shareholder's meeting)

1 株主(shareholder)の権利・義務



(1) 株主の義務

株式引受人は、株式の引き受け価格を限度とする出資義務を負う (104)。

(2) 株主の権利

(※) 定款をもってしても全部を奪えない

自 益 権	単 独 株 主 権	剩余金配当請求権 (105①1) (※)、 残余財産分配請求権 (105①1) (※) 名義書換請求権 (133) 募集株式の割当を受ける権利 (202)、 新株予約権の割当を受ける権利 (241) 株式買取請求権 (469)	(※) 定款をもってしても全部を奪えない
		議決権 (105①3)、 株主総会議題提案権 (304)、 累積投票請求権 (342) 設立無効の訴え提起権 (828②1)、 株主総会決議取消請求権 (831) 責任追及等の訴え (代表訴訟) 提起請求権 (847) 取締役の行為差止請求権 (360)	
共 益 権	少 数 株 主 権	(取締役会非設置の場合は単独株主権) 議決権の 1 % 以上か 300 個以上※	株主総会議題提案権など (303, 305)
		議決権の 1 % 以上※	総会の検査役選任請求権 (306)
		議決権の 3 % 以上※	株主総会招集権・同請求権 (297)
		議決権の 3% 以上か 発行済株式の 3% 以上※	役員の解任請求権 (854) 清算人の解任請求権 (479)
		議決権の 3% 以上か 発行済株式の 3% 以上	帳簿閲覧権 (433) 業務執行検査役選任請求権 (833)
		議決権の 10% 以上か 発行済株式の 10% 以上	会社解散請求権 (833)
		議決権の 3% 以上	更生手続開始の申立権 (更17②2)

※印 : 公開会社の場合は、6ヶ月以上引き続き保有する必要性がある

※ **株主代表訴訟** …株主が訴訟において、会社の代表機関的地位に立つことにより、自ら取締役の会社に対する責任を追求できるもの (847)

(3) 株主平等原則

株主平等の原則

株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。(会社 109 ①)

(内容の平等)

資金調達の便宜など

(例外) 種類株式



(取扱いの平等)

監督権の濫用防止

(例外) 少数株式権

株主平等原則に違反した会社の行為は無効である
but
不利益を受ける株主の承認があれば直ちに無効にはならない

2 株主の議決権

株主の議決権
(voting right)

一株一議決権の原則 (308①本文)

例外

議決権制限株式 (108①③)

自己株式 (308②)

単元未満株式 (308①但)

株主平等原則の例外の定め (109②)

金商法施行令等
→代理行使の
勧誘には規制

代理行使

…会社に委任状を提出して、代理人による行使ができる (310)

※代理人を株主に限る定めは有効であるが、その定めによっても株主たる会社の従業員や代理人としての弁護士は排除されない

書面行使

(298①③)

…議決権株主 1,000 名以上の場合は、制度導入義務 (298②)

電磁的方法による行使

(298①④)

不統一行使

…複数の議決権を有する場合、異なる意思表示も可能 (313)

(取締役選任の)
累積投票

…少数派株主の意見反映のため、取締役の人数分だけ与えられている投票権をその人数以下の候補者に集中して投票できる制度 (342)
→定款で排除している会社も多い

3 株主総会

＜株主総会とは＞

株式会社の実質的所有者である株主によって構成される機関であり、株式会社の組織・運営・管理その他の株式会社に関する一切の事項について決議することができる(会295①)株式会社の意思決定の最高機関

すべての
株式会社
に設置
する。

株主総会
の
決議事項

→ 取締役会がない → 万能機関…権限に制限なし (295①)

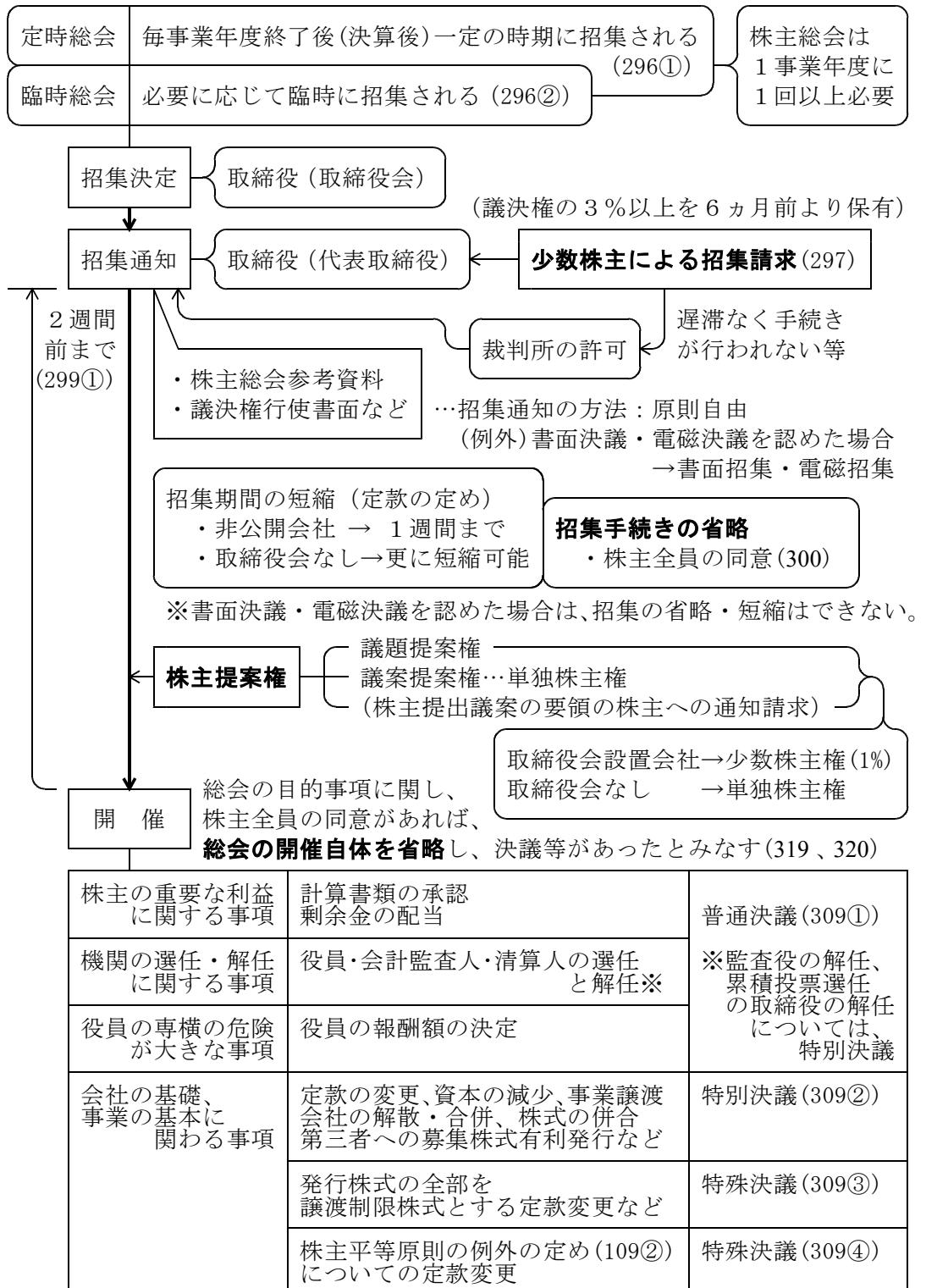
(295②)

→ 取締役会設置会社 → 会社の基本的事項に限る…法定・定款の定め

→ 法定の決議事項の決定を他に一任できない(295③)…定款の定めも無効

↑
取締役会の決議事項を株主総会の決議事項とすることは原則可能

●株主総会の招集



●株主総会の決議方法

	定足要件 (出席株主数)	決議要件 (議決権数)
普通決議(309①)	議決権株主の過半数	出席株主の議決権の過半数
特別決議(309②)	議決権株主の過半数	出席株主の議決権の2/3以上
特殊決議(309③)	議決権株主の半数以上	出席株主の議決権の2/3以上
特殊決議(309④)	総株主の半数以上	総株主の議決権の3/4以上

※取締役会設置会社においては、招集目的(298①②)以外の決議はできない (309⑤)

※定款の定めにより各要件の過重も認められる。

特別決議の定足数については一定の緩和も可能。

<バーチャルオンリー株主総会>

「場所の定めのない株主総会」(産業競争力強化法の改正による会社法の特例)

→インターネット等の手段により出席する形式の株主総会

①遠隔地の株主でも出席しやすい

②物理的な会場の確保が不要で運営コスト低減

③出席者が一堂に会する必要がなく感染症等りすぐの低減

4 総会屋への利益供与の禁止

総会屋への利益供与の禁止 (120)

株式会社は、何人に対しても
株主の権利の行使に関し、
財産上の利益の供与をしてはならない

利益を受けた者の返還義務 (120③)

正当対価や子会社計算でも禁止

関与した取締役等が連帯して供与利益相当額を会社に支払う義務 (120④)

…過失責任

利益供与罪：罰則…3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (970①②)

総会屋への利益供与

株主総会の形骸化

会社側の態度

株主発言の忌避…議事進行優先

出席しにくい日程…多社同時開催

株主自体の関心の低さ…経済的利益に偏る

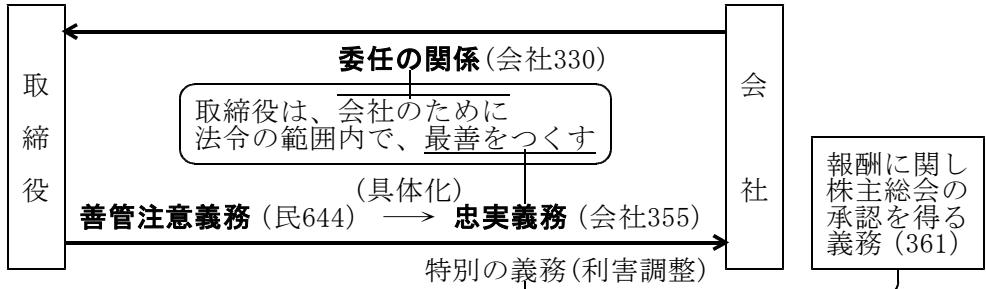
株主総会実質化の動きの芽生え

情報開示制度の充実

V 株式会社における業務執行者

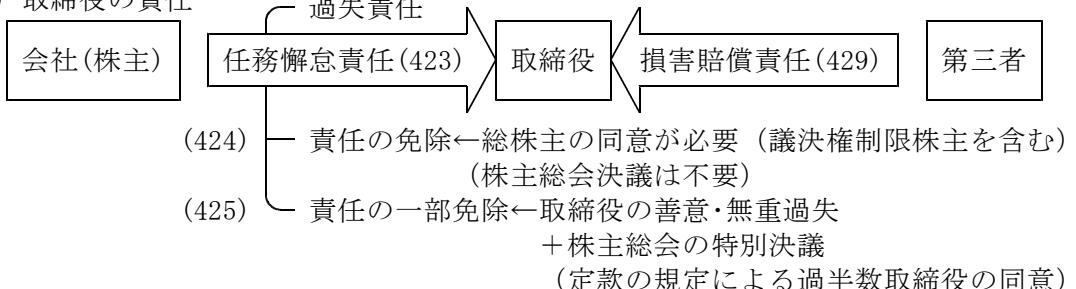
1 取締役 (director) の役割と責任

(1) 取締役の役割	取締役の人数	業務執行の決定	業務執行権	代表権
取締役会なし	1人以上	過半数の賛成	各人	各人
取締役会設置会社	3人以上	取締役会決議	代表取締役・業務執行取締役	代表取締役

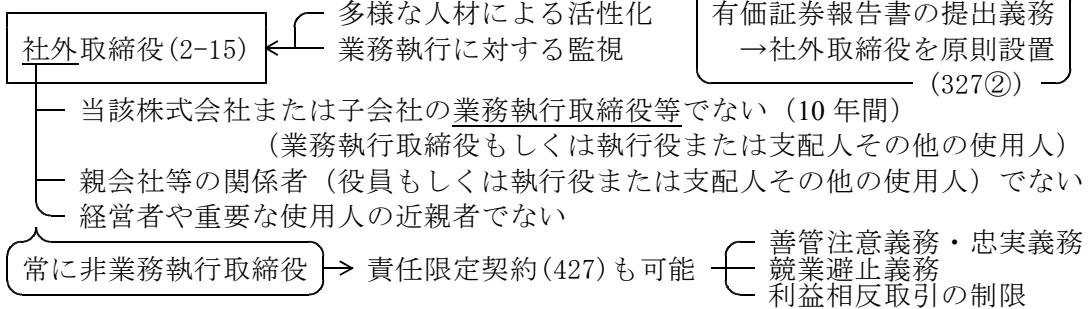


	競業禁止義務 (356①1)	利益相反取引の制限 (356①2, 3)
対象	会社が実際に行う事業と競合し利益の衝突をきたす おそれのある取引	会社の犠牲の下で、取締役が、自己または第三者の利益を図る おそれのある取引
事前の手続	取引の重要な事実を開示し事前に株主総会(取締役会)の承認を得る (356、365①)	
違反の効果	<ul style="list-style-type: none"> 取引自体は有効 会社による介入権行使 <ul style="list-style-type: none"> 任務懈怠による損害賠償(423) 総株主の同意による責任の免除(424) 	<ul style="list-style-type: none"> 直接取引については無効 (第三者悪意で間接取引も無効)
承認済取引による損失		<ul style="list-style-type: none"> 任務懈怠による損害賠償(423) (当該取引の決定や承認決議に賛成した取締役を含む) 総株主の同意による責任の免除(424)
事後手続		<ul style="list-style-type: none"> 取引終了後、当該取締役が取引の重要な事実を報告する 無報告、虚偽報告の場合は過料(976-23)

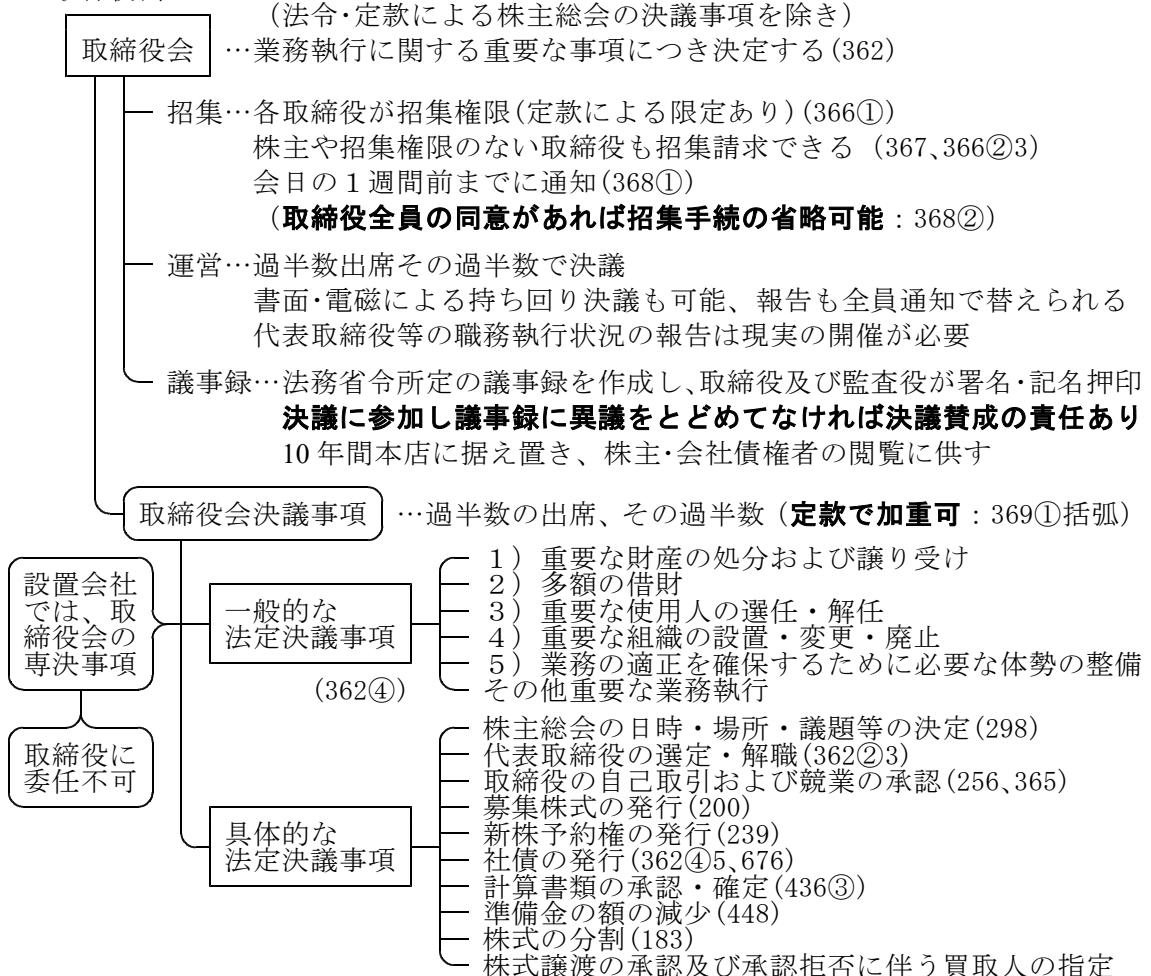
(2) 取締役の責任



(3) 社外取締役



2 取締役会



<取締役会の形骸化と活性化の試み>

(139、140)

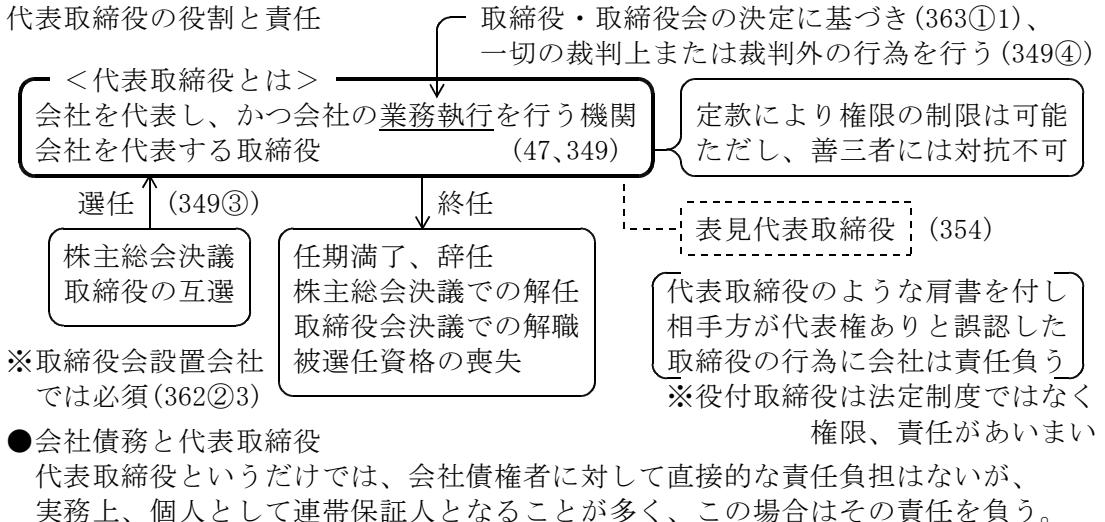
取締役会の形骸化

- 機動性の低下(多人数、少開催) → 常務会による実権掌握 → 特別取締役
- 議事録作成による保全低下 → 執行役員の分離 → 指名委員会等設置会社
- 社内取締役が多く監視機能低い → 社外取締役の導入 → 一部義務づけ

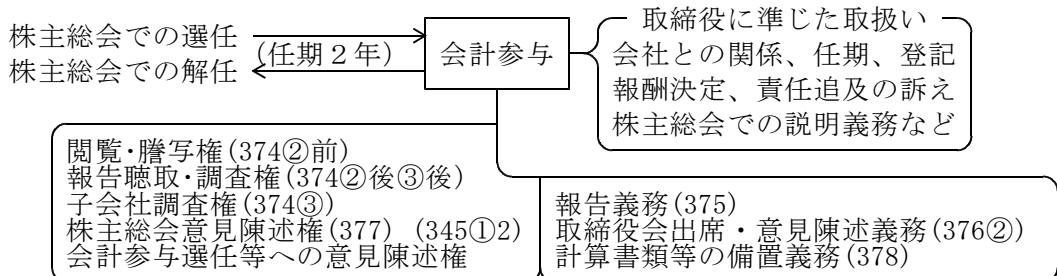
<任意の対応措置> <法定制度に発展>

- 常務会による実権掌握 → 特別取締役
- 執行役員の分離 → 指名委員会等設置会社
- 社外取締役の導入 → 一部義務づけ

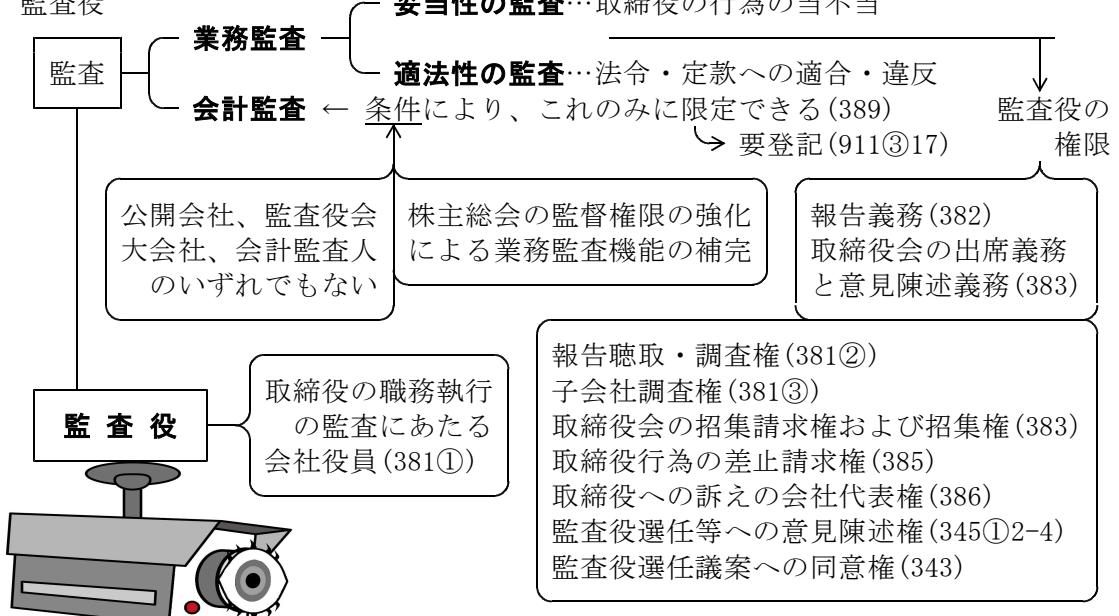
4 代表取締役の役割と責任



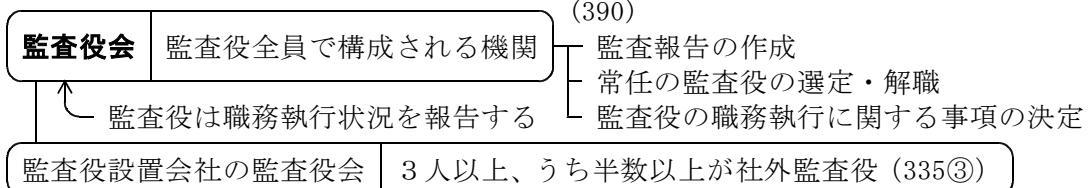
4 会計参与 …取締役と共同で計算書類等を作成する役員



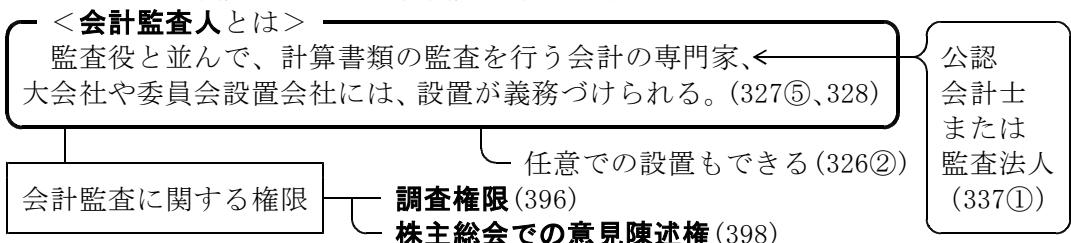
5 監査役



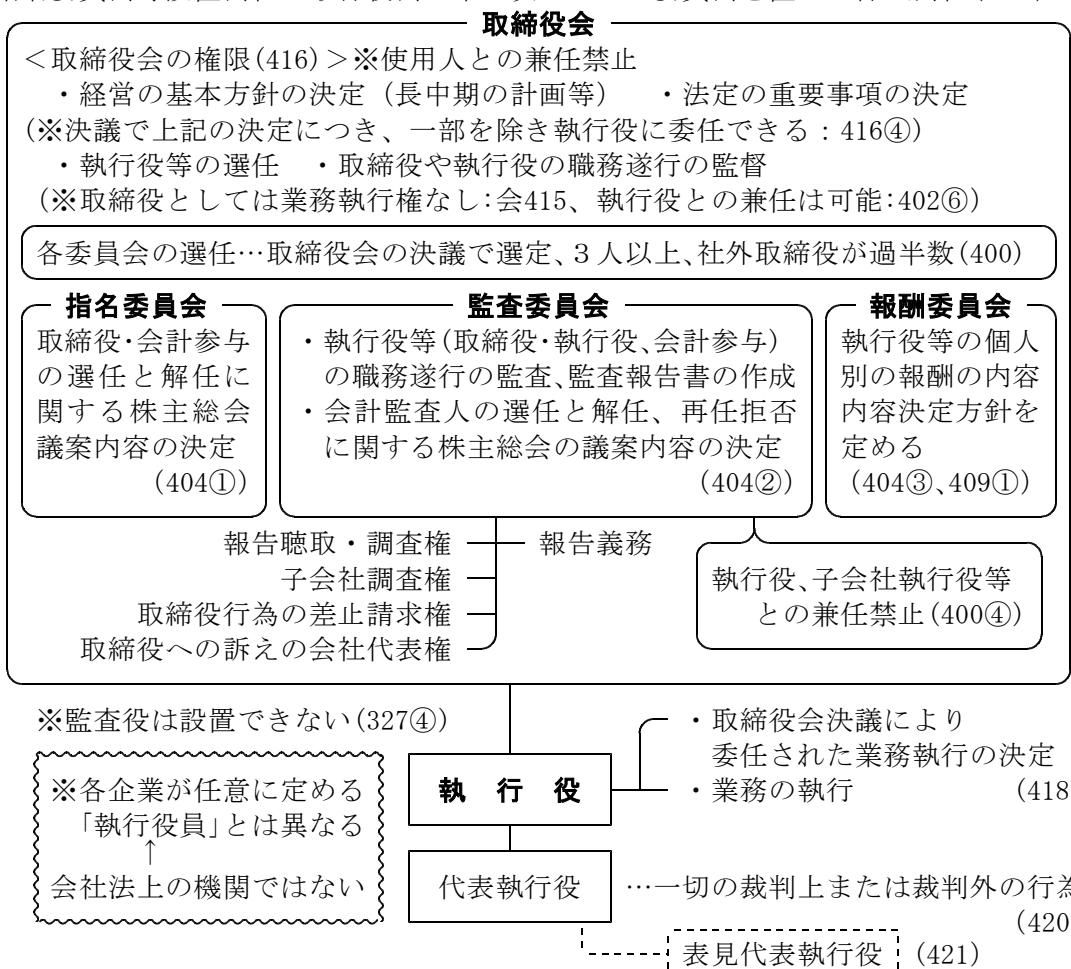
6 監査役会



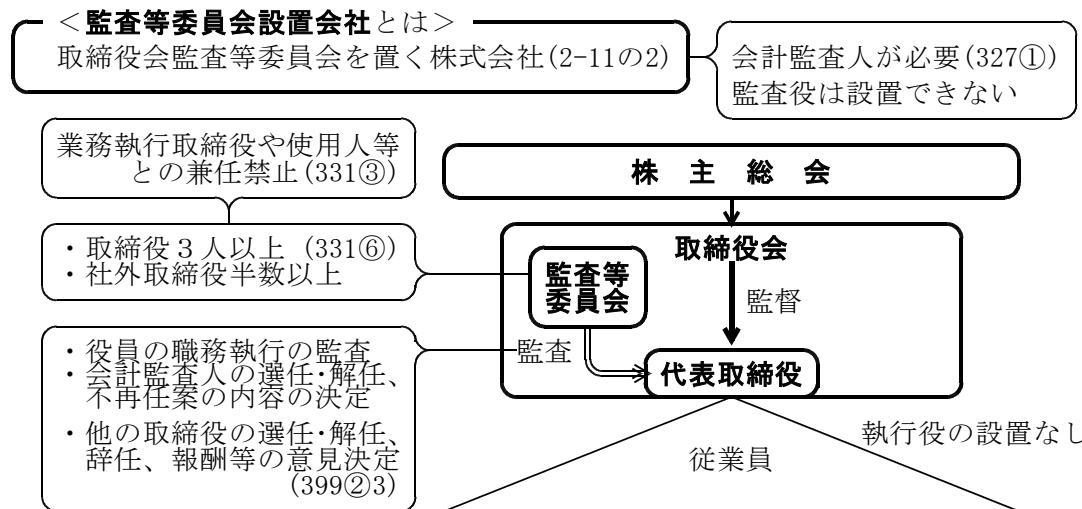
7 会計監査人 …役員ではないが、役員に準じた扱い(会329、330、399、847、911等)



9 指名委員会等設置会社…取締役会の中に次の3つの委員会を置いた株式会社(2-12)

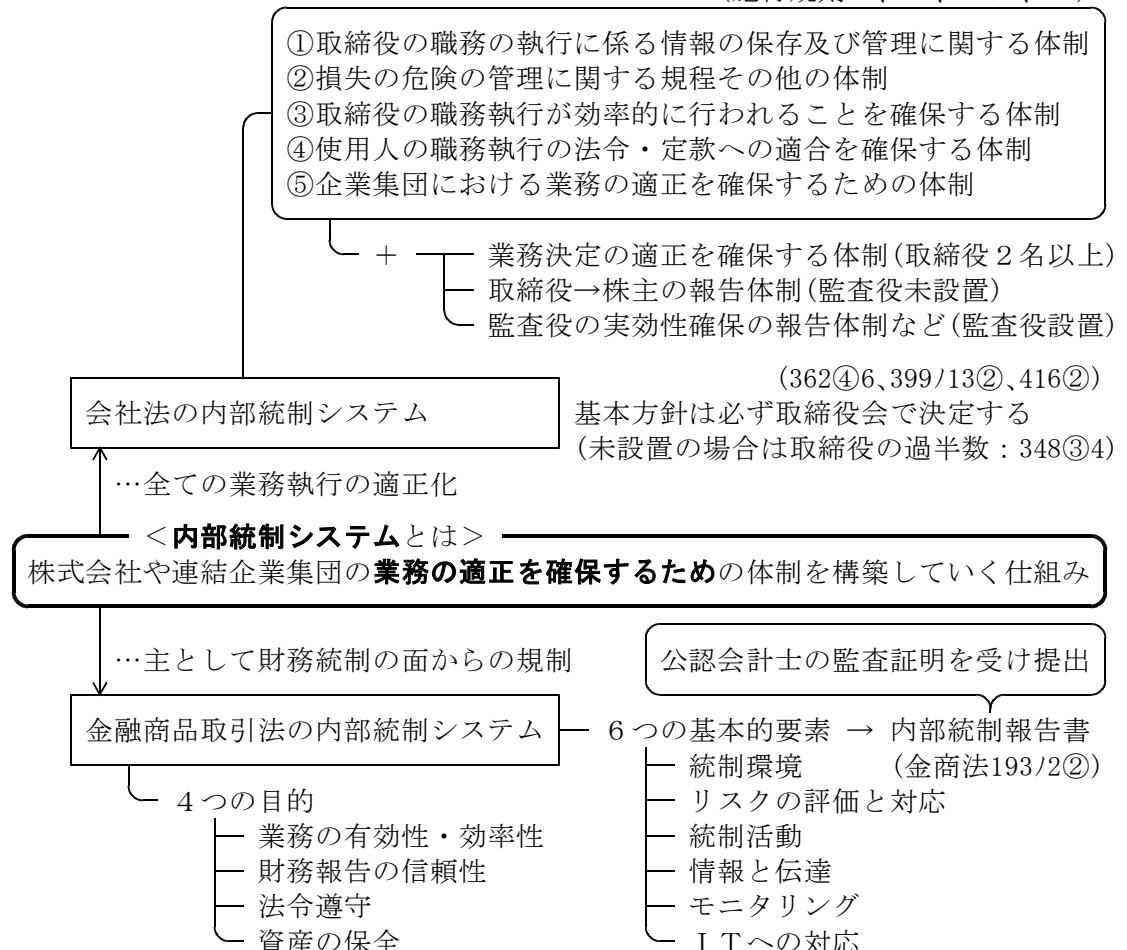


8 監査等委員会設置会社



IV 内部統制システム

(施行規則98、100、110/4、112)



第2節 株式会社の運営

I 剰余金の配当

1 剰余金の配当

※中間配当もできる

会社は、その株主(自己株式を除く)に剰余金の配当をすることができる(453)

↑

株主総会での普通決議(454①)

①配当財産の種類および帳簿価額の総額
②配当財産の割当てに関する事項
③剰余金の配当が効力を生ずる日

現物配当等は特別決議(454④, 309②⑩)

分配可能額 = ① 剰余金の額

(461) +②臨時計算書類の期間利益の額+当該期間中の自己株式処分額
-③自己株式の帳簿価格.
-④最終事業年度末後の自己株式処分額
-⑤臨時計算書類の期間の損失の額
-⑥法務省令で定める額

剰余金の額=①最終事業年度末の資産の額

(446) +②最終事業年度末の自己株式の帳簿価格
-③最終事業年度末の負債の額
-④最終事業年度末の資本金及び準備金の額
-⑤最終事業年度末の法務省令で定める額
+⑥最終事業年度末後に処分した自己株式の額-帳簿価額
+⑦最終事業年度末後の資本金の減少額(準備金とした場合は除く)
+⑧最終事業年度末後の準備金の減少額(資本金とした場合は除く)
-⑨最終事業年度末後に自己株式を消却した場合のその帳簿価額
-⑩最終事業年度末後に剰余金の分配をした場合のその額
-⑪法務省令で定める額

※純資産額が300万円未満の場合は 剰余金があっても配当できない(458)

違法配当の責任 (462)

- ①交付を受けた株主…善意の株主は求償対応義務なし(463)
- ②当該業務執行者
- ③議案提案取締役

過失責任…総株主の同意があれば免除 (462③)

連帯して

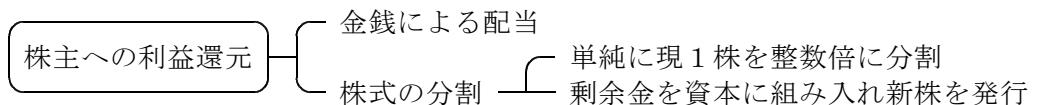
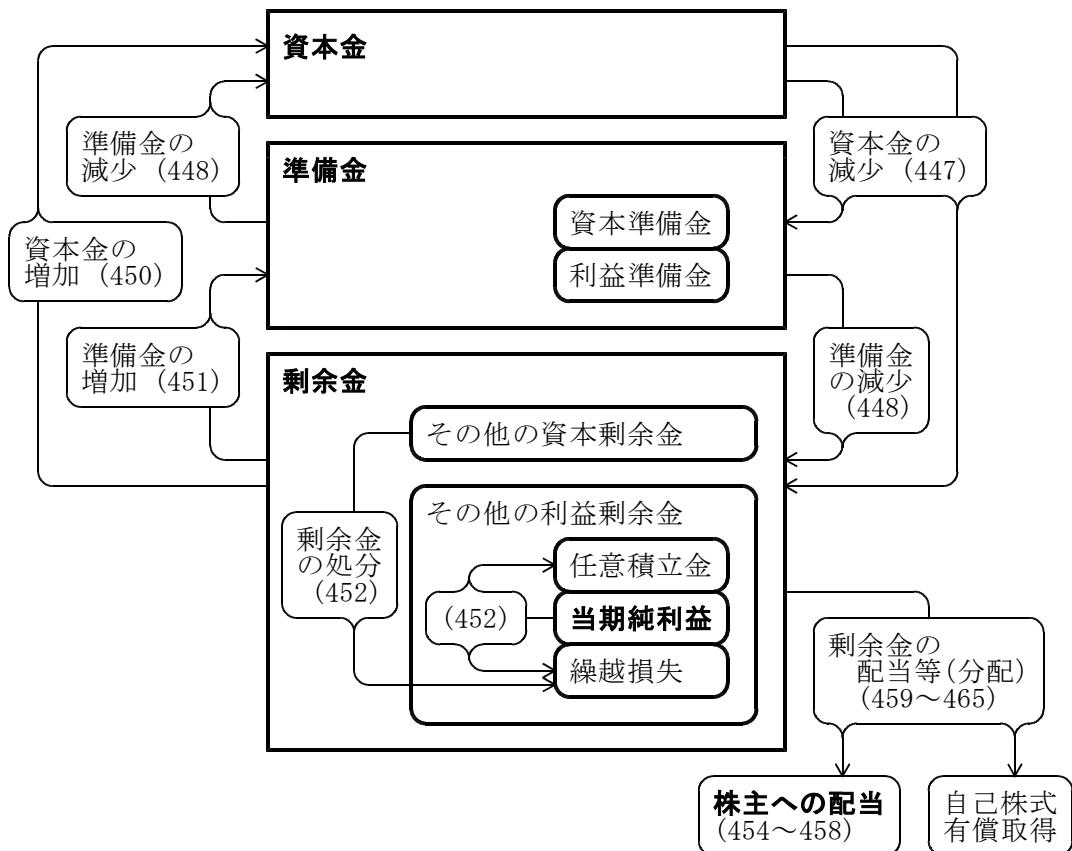
- 株主が交付を受けた金銭等の帳簿価格に相当する金銭の支払

会社

会社債権者。(第三者。)

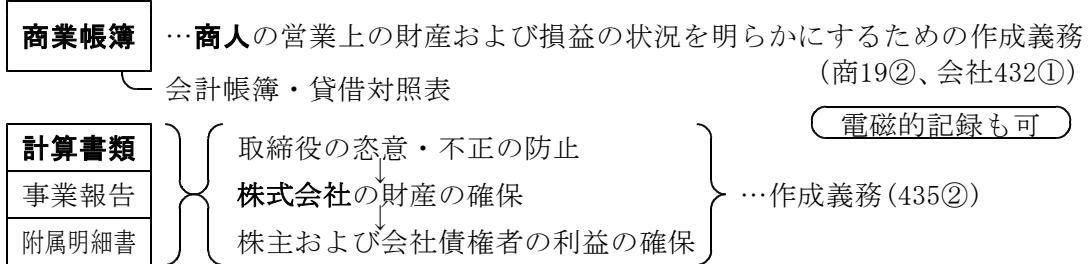
剩余金の配当により期末に欠損を生じた場合の責任 ②当該業務執行者（465①）
(取締役、執行役など)
欠損額の支払い…総株主の同意があれば免除（465②）

(参考) 資本勘定の変動



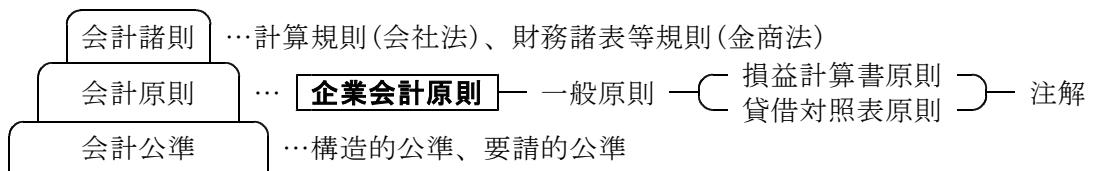
II 会社の計算

1 会社の計算とは



2 計算書類等

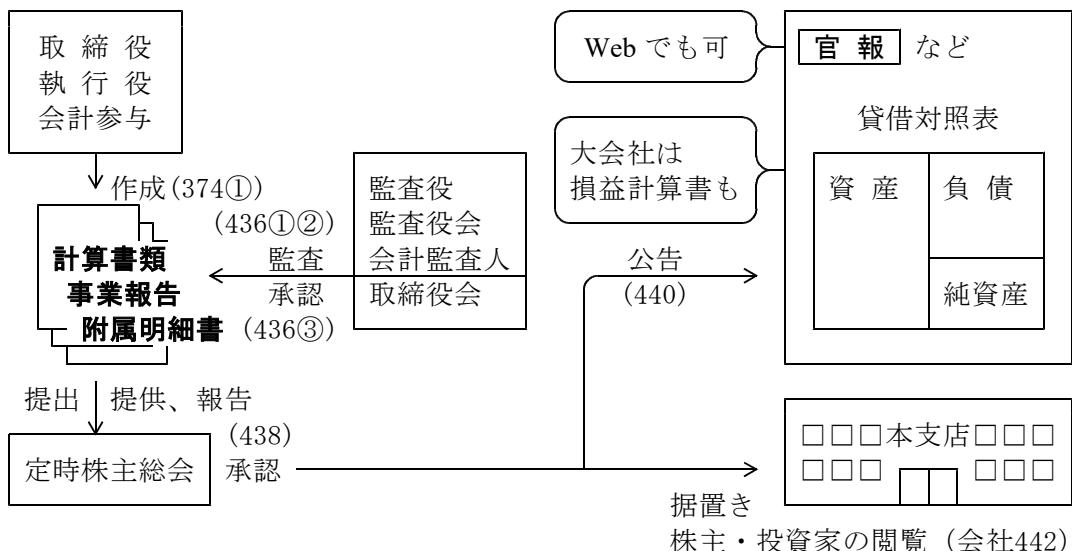
(1) 企業会計原則：一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行（会計慣習の要約）



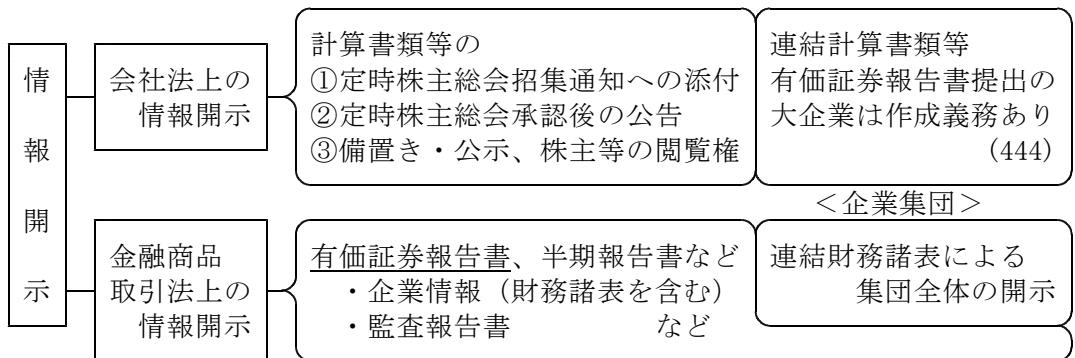
(2) 計算書類と財務諸表 (financial statements)



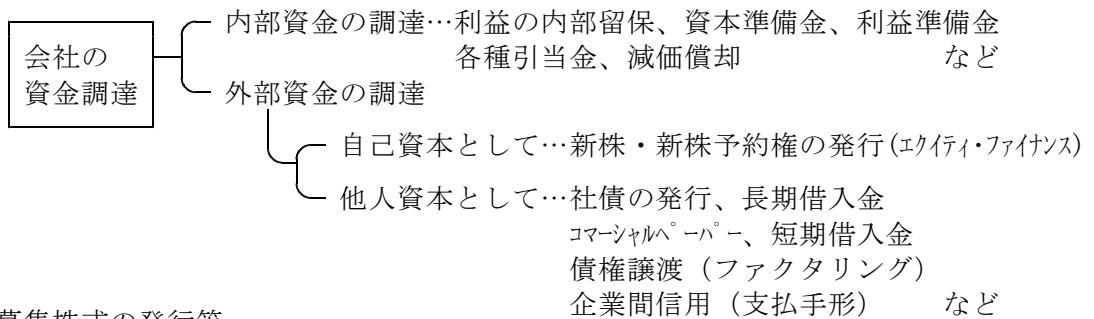
(3) 計算書類等の作成手順



3 情報開示 (ディスクロージャー)



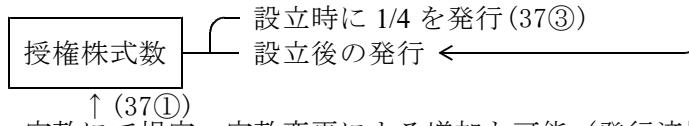
III 会社の資金調達



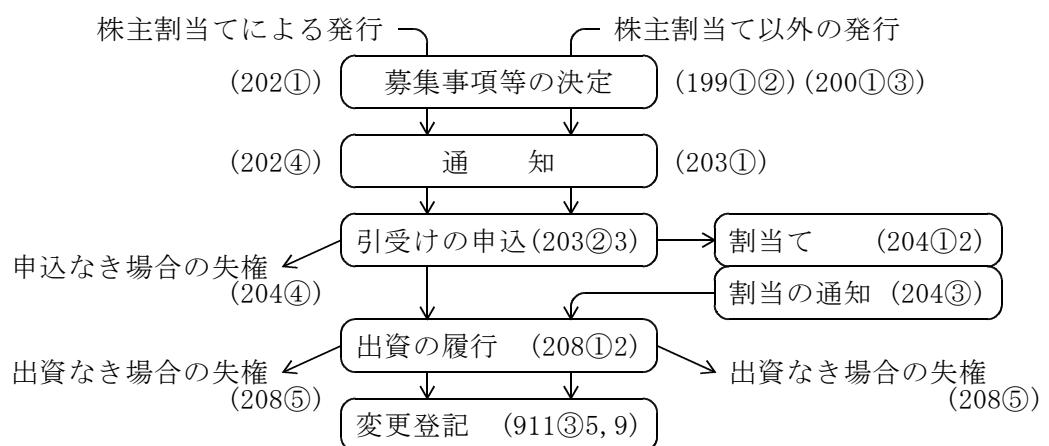
1 募集株式の発行等

(1) 募集株式の発行 (issue of shares for subscription)

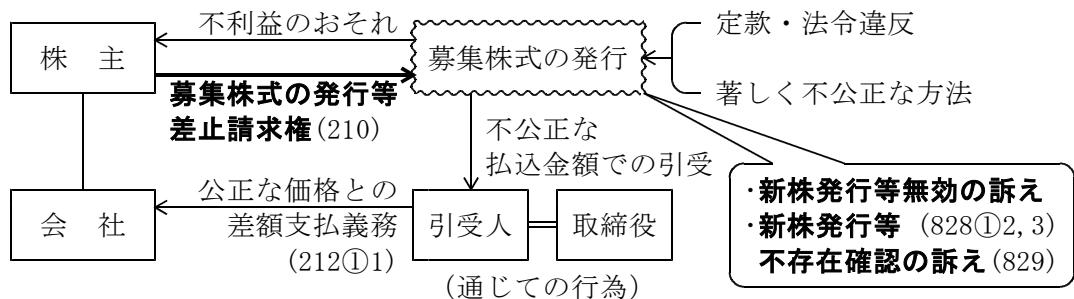
●授権資本制度



(2) 募集株式の発行手続き



(3) 不公正な募集株式の発行等に対する救済措置

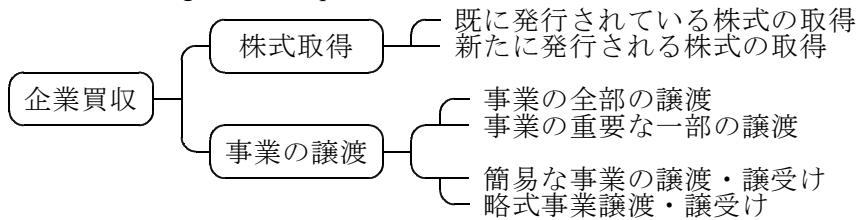


2 その他の資金調達方法

新株予約権	株式の交付を受けることができる権利(2-21)。 有償発行等により、資金調達が図られる。
社債	会社を債務者とする金銭債権であつて会社法676条に従い償還されるもの(2-23)。 ※新株予約権付社債もある。
コマーシャルペーパー(CP)	短期資金調達のための無担保の約束手形。 日本国内の企業が日本国内で発行する。 社債株式振替法上の「短期社債」になることもある。
金融機関等からの資金調達	当座貸越、預金担保借入、信用保証協会保証付借入、商業手形割引 不動産・有価証券等の担保による借入 (短期借入: 1年以内、長期借入: 1年超)

IV 事業規模の拡大と企業結合 … 独占禁止法の規制にも注意

1 企業買収 (mergers and acquisitions : M&A)



（1）株式取得による企業買収

●既に発行されている株式の取得

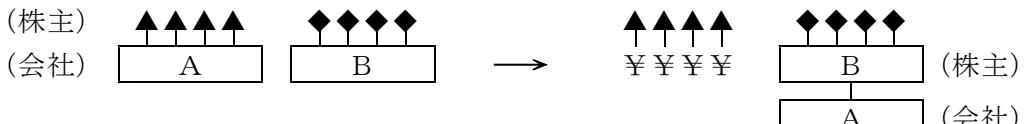
- ・上場株式の取得…原則として公開買付け(金商法27/2)
5 %を超える場合は、内閣総理大臣へ届出(金商法27/23)
 - ・企業結合制限による公正取引委員会への「株式保有報告書」の提出(独禁10)

●新たに発行される株式の取得 …第三者割当増資

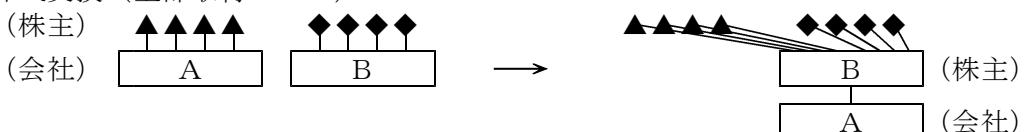
- ・第三者に対する有利発行の場合は、公開会社であっても、株主総会での特別決議が必要(199②③、201①、309②⑤)

＜企業買収のイメージ＞

- ### ・株式買収



- ### ・株式交換（全部取得：2-31）

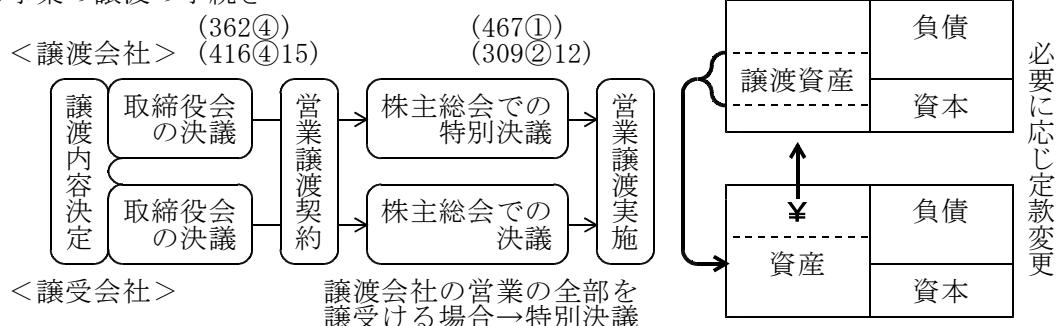


(2) 事業の譲渡による企業買収 (business transfer)

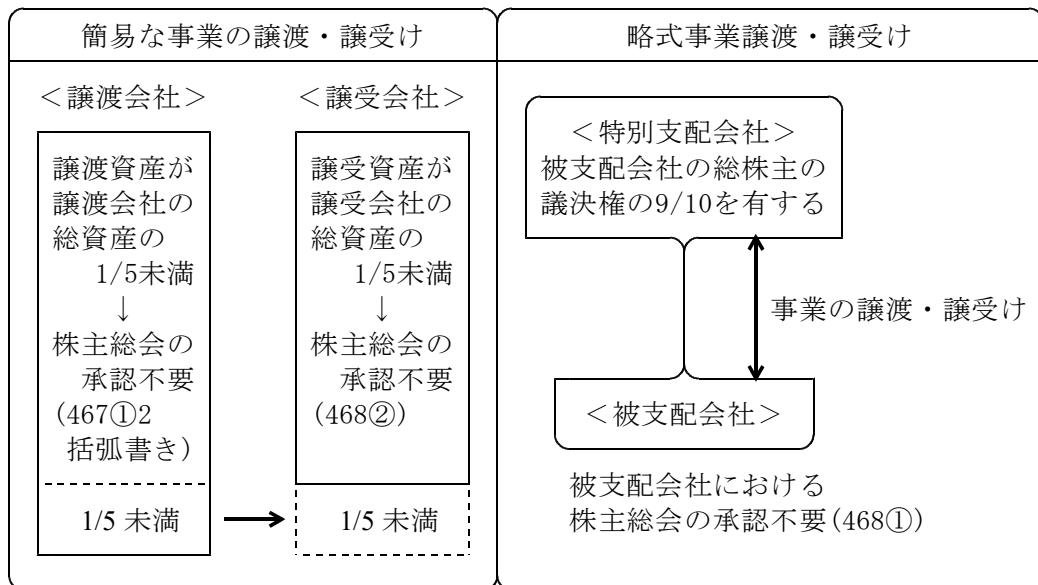
＜事業の譲渡とは＞

- ①一定の事業目的のために組織化され有機的-一体として機能する財産の全部または重要な財産を譲渡し、
②譲渡会社がそれまで営んでいた事業活動が譲受人に承継され、
③譲渡会社がそれに応じて法律上当然に競業禁止義務を負うもの

●事業の譲渡の手続き



●簡略な手続きによる営業譲渡



●事業の譲渡の効果

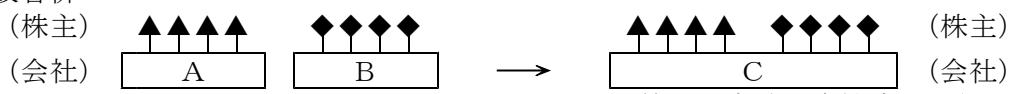
「組織化された有機的一体として機能する財産（機能財産）」に含まれるか？

- 雇用関係 … 移転する。但し労働契約の移転には従業員の承諾が必要(民625①)
- 債務 … 移転しない。別途手続きが必要。(債務引受けなど)
- 競業禁止義務 … 同一の市町村内および隣接する市町村内で20年間(21①)

2 合併に関する契約と法務

会社法上の4種の会社間で自由に合併することができる(748)

●新設合併



●吸収合併



●合併の手続



(748、749、751、753、755) (783①、795①、804①等)

※株主・債権者による

合併内容の閲覧等

(782、794、803、815)

反対株主株式買取

請求権(785、797)

債権者の異議申立

等(789、799、810等)

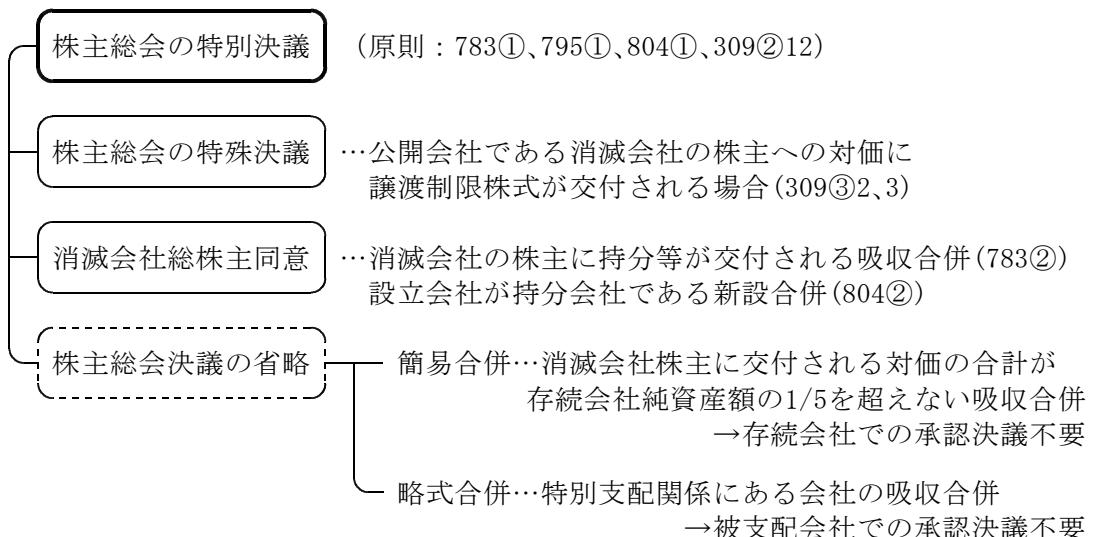
交換比率の

整数化のための

消滅会社株式の

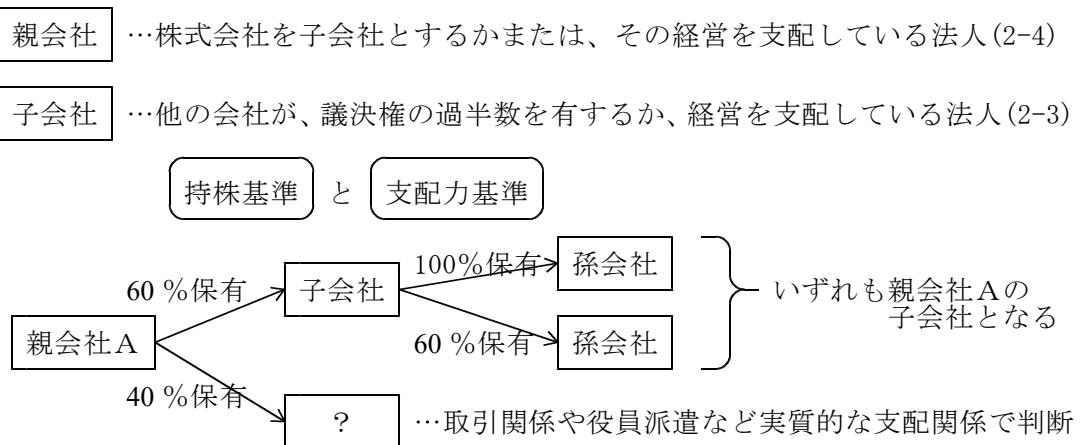
併合など

●合併手続きによる決議要件



3 親子会社に関する契約と法務

(1) 親会社・子会社 (parent company · subsidiary company)



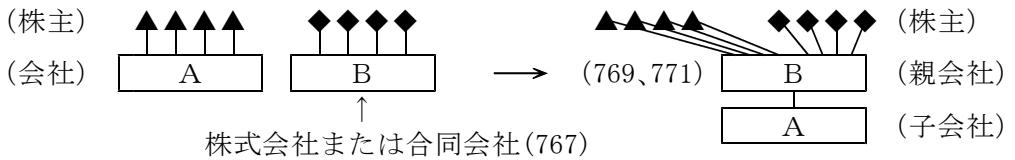
(2) 親子会社に対する規制

- ①子会社による親会社株式の取得制限(135)
- ②子会社の所有する親会社株式の議決権制限、相互保有の株式の議決権制限(308①)
- ③親会社監査役による子会社調査権(381③)
- ④親会社会計参与と子会社取締役、監査役、執行役、使用人等の兼務禁止(333③②)
- ⑤親会社監査役と子会社取締役、会計参与、執行役、使用人等の兼務禁止(333③①)
- ⑥子会社関係者の親会社会計監査人への就任禁止(337③)
- ⑦連結計算書類の作成義務

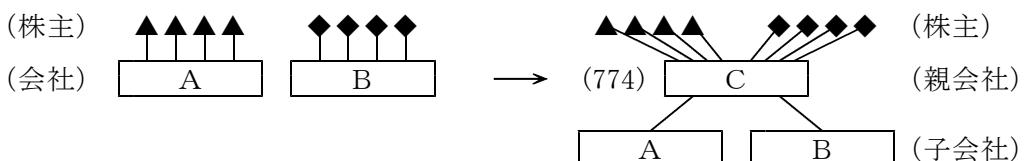
(3) 完全親会社と完全子会社

●株式交換と株式移転 (share exchange (stock swap) & share transefer)

- ・株式交換(2-31)…既存企業との間で行う →全株式を取得し完全子会社とする

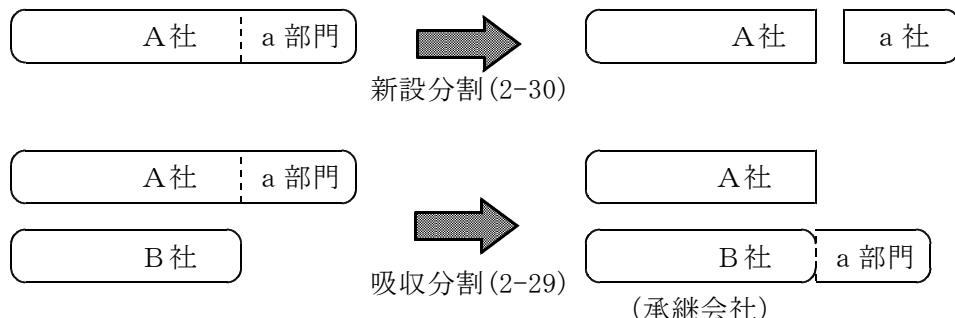


- ・株式移転(2-32)…新設会社との間で行う →完全親会社をつくり株主を移転する

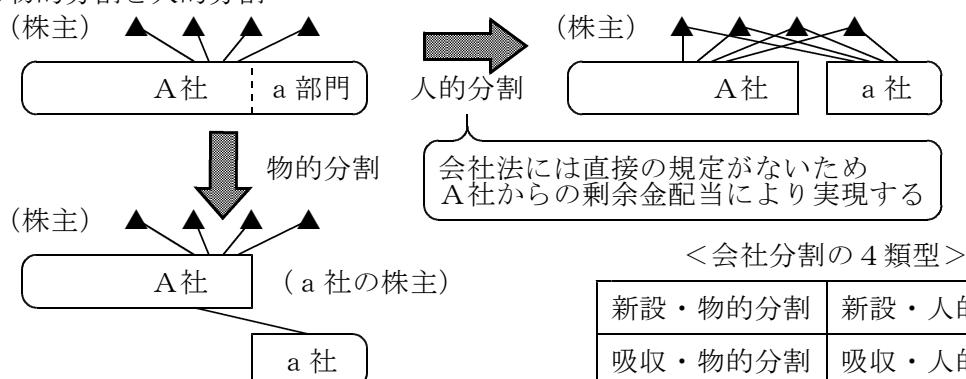


4 会社分割 (company split) に関する契約と法務

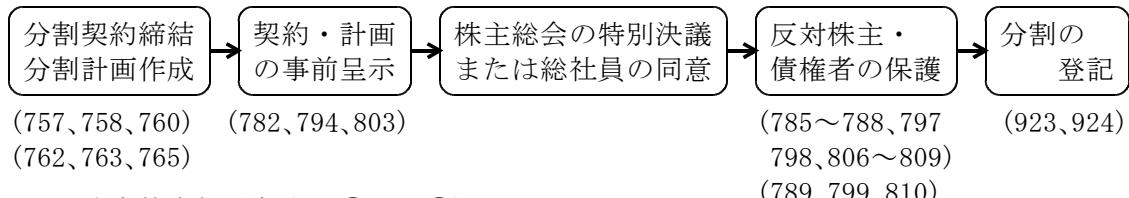
●新設分割と吸収分割



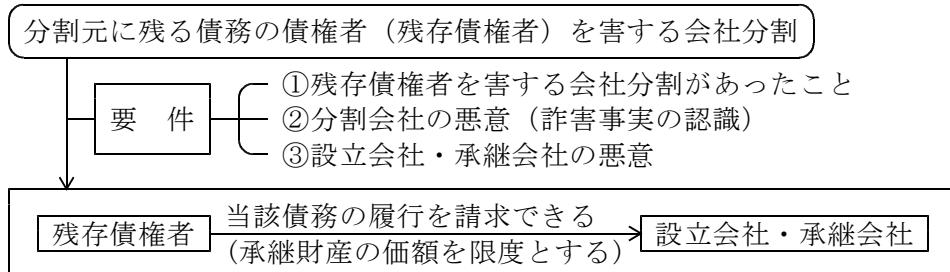
●物的分割と人的分割



●会社分割手続き



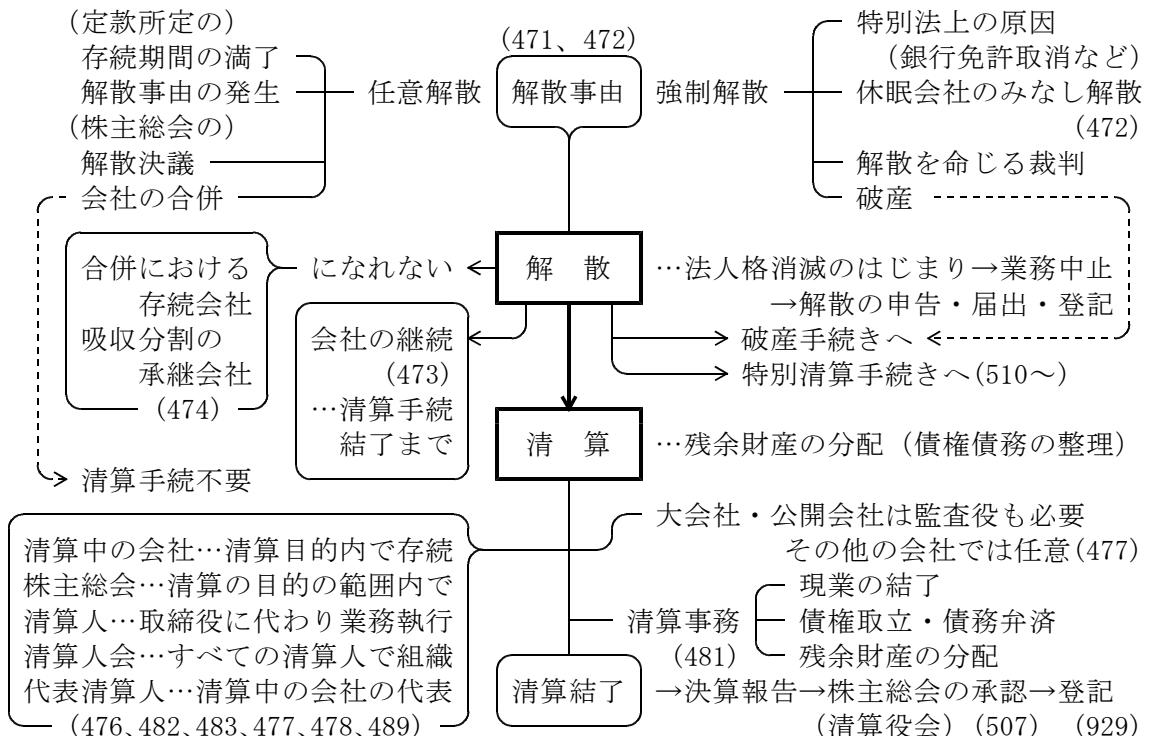
●詐害的会社分割 (759④、764④)



●労働契約の承継 (労働契約承継法) …労働者の権利保護

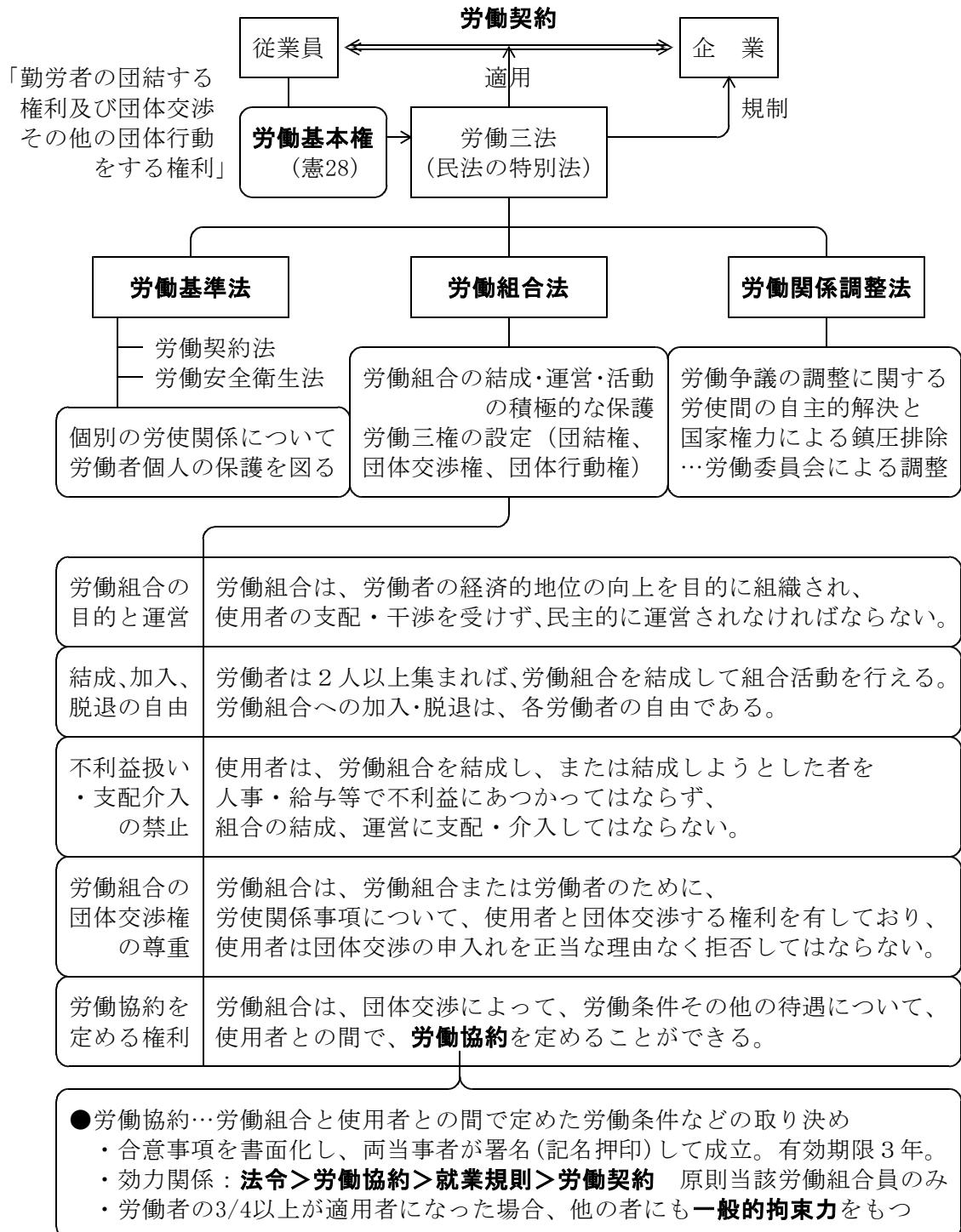
	労働契約承継の定めあり	労働契約承継の定めなし
承継対象労働者	通知：要、異議申立不可	通知：要、異議申立可
その他	通知：要、異議申立可	通知不要、異議申立不可

V 解散・精算



第14章 会社と従業員の関係

第1節 労働組合と使用者との関係



不当労働行為 …労働者が、労働組合を結成し、使用者と交渉する権利の侵害

- **黄犬契約**、…労働組合への不加入・脱退を条件とする労働契約
正当な組合活動などを理由とする不利益取扱い…低査定、解雇など
- 正当な理由がない団体交渉の拒否
…純粋に経営権に属する事項などは拒否できる
- 労働組合の結成、運営に関する支配介入および
労働組合の運営経費に対する経理上の援助
※次の場合は不当労働行為とならない
 - ①労働時間中に団体交渉が行われた場合の賃金支給
 - ②厚生資金または福利等の基金に対する寄附
 - ③最小限の広さの組合事務所の供与
- 労働委員会の手続に関与したことを理由とする不利益取扱い

不当労働行為の救済手段 裁判所における救済

労働関係調整法

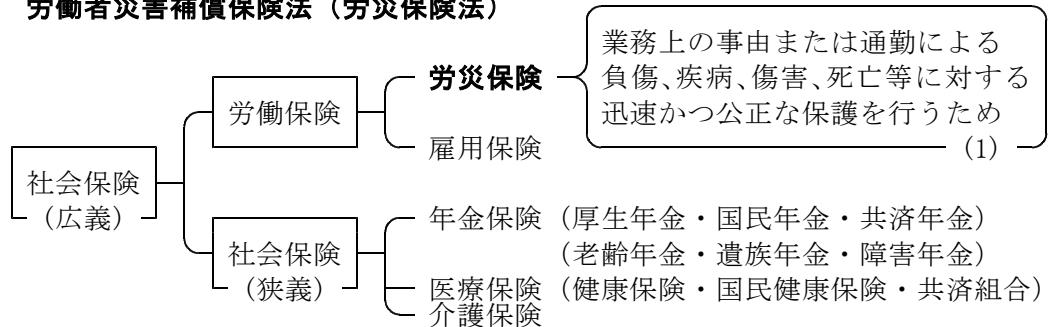
労働委員会

の設置 … 労使間の自主的で迅速な解決

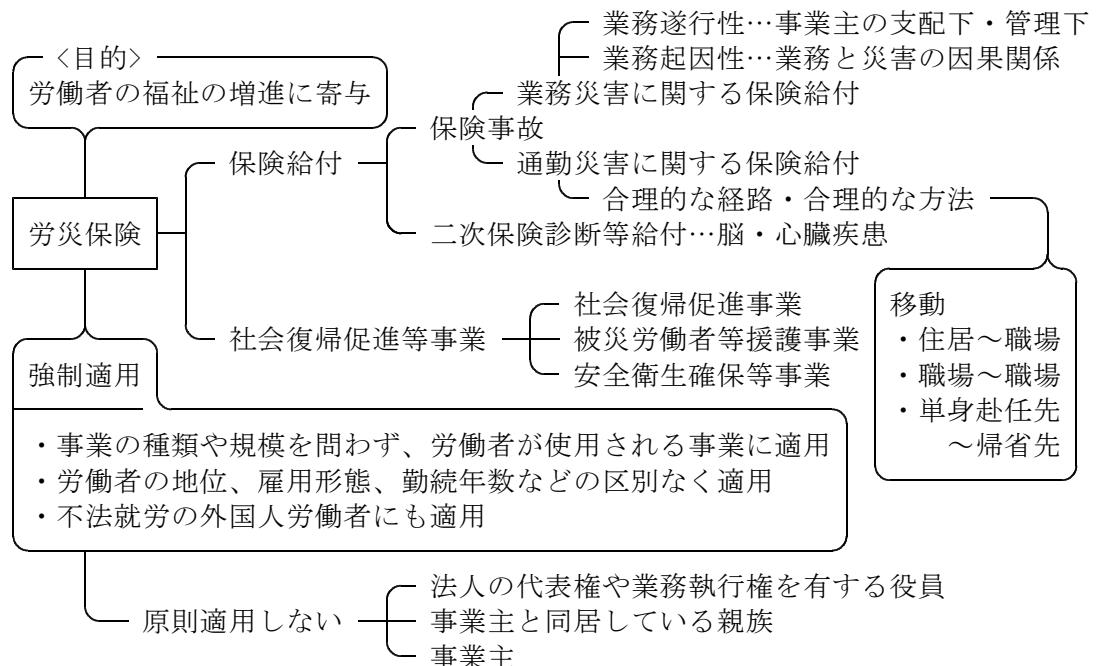
あっせんは調停の前段階に位置づけられる。

あっせん (10~16)	原則として学識経験を有する第三者が、争議中の労使の間に入って、争点を調べ、助言や妥協点を見出すことにより解決を図る調整方法。
調 停 (17~28)	争議ごと、労働者・使用者・公益をそれぞれ代表する委員で構成される調停委員会が設置され、労使の対立点を聴取して調停案を作成し、これを労使双方に示して受諾を勧告する調整方法。
仲 裁 (29~35)	争議ごと、公益委員だけで構成する仲裁委員会が設置され、仲裁裁定を下す調整方法。仲裁裁定には、労使双方が、法的に拘束される。

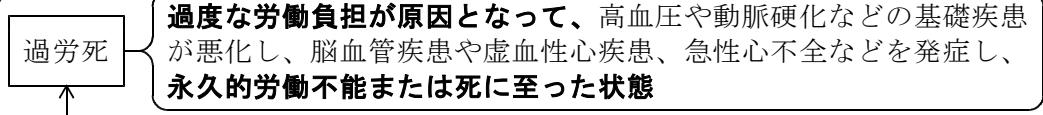
第2節 労働者災害補償保険法（労災保険法）



	目的	労働保険	狭義の社会保険
給与所得者 (被用者)	医療の保証	労災保険 (業務上、通勤途上)	健康保険 (業務外の疾病・傷害)
	収入の確保	雇用保険（失業等）	厚生年金保険
自営業者 など	医療の保証	—	国民健康保険
	収入の確保	—	国民年金
共 通	介護の保障	—	介護保険



(参考)



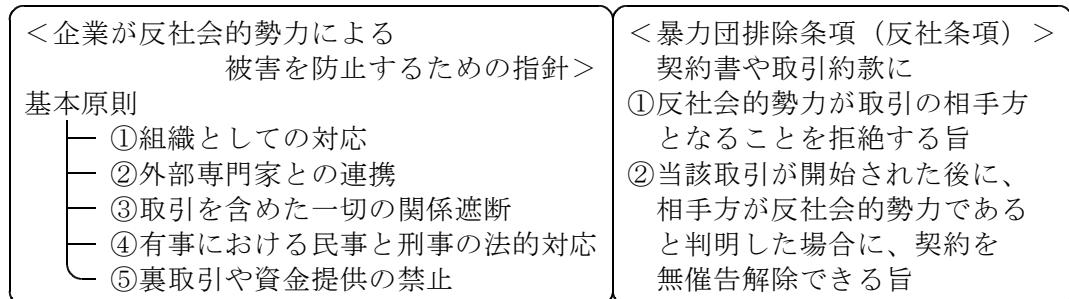
業務災害として、労災が認められるものも多い

第15章 企業活動と地域社会・行政等との関わり

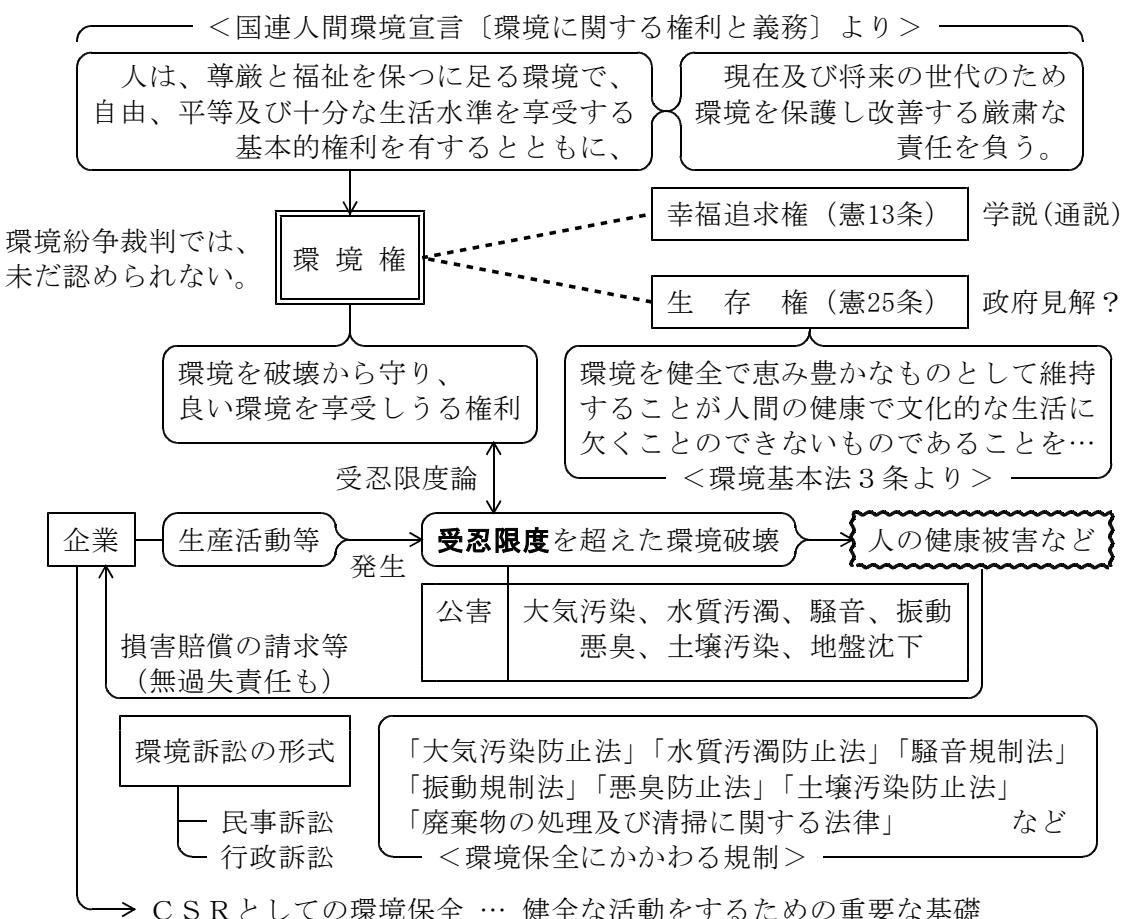
第1節 反社会的勢力との関係の排除

1 反社会的勢力の排除 ←コンプライアンス重視の流れ、企業防衛の観点

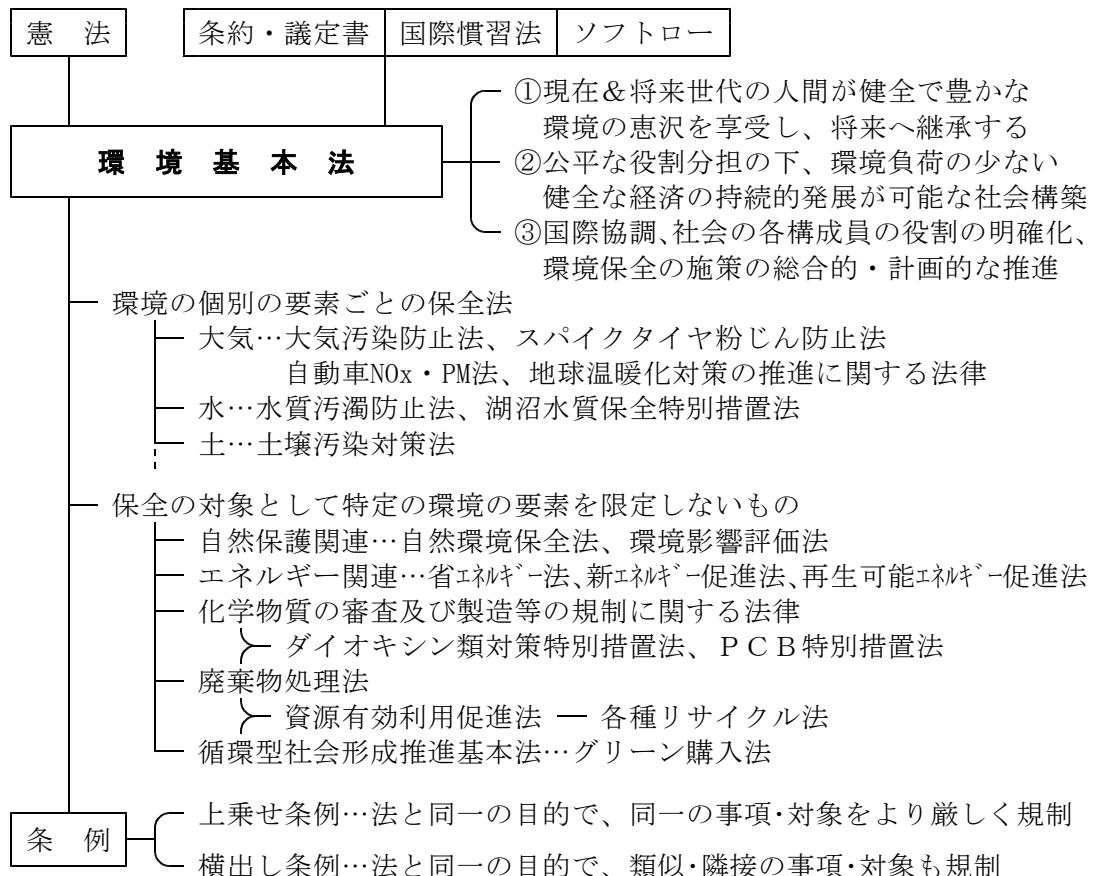
- ・暴力団対策法、暴力団排除条例、反社会的勢力被害防止指針
 - ・社内体制の整備、対応マニュアルの策定、契約書の反社会的勢力排除条項
 - ・警察その他関連機関との連携



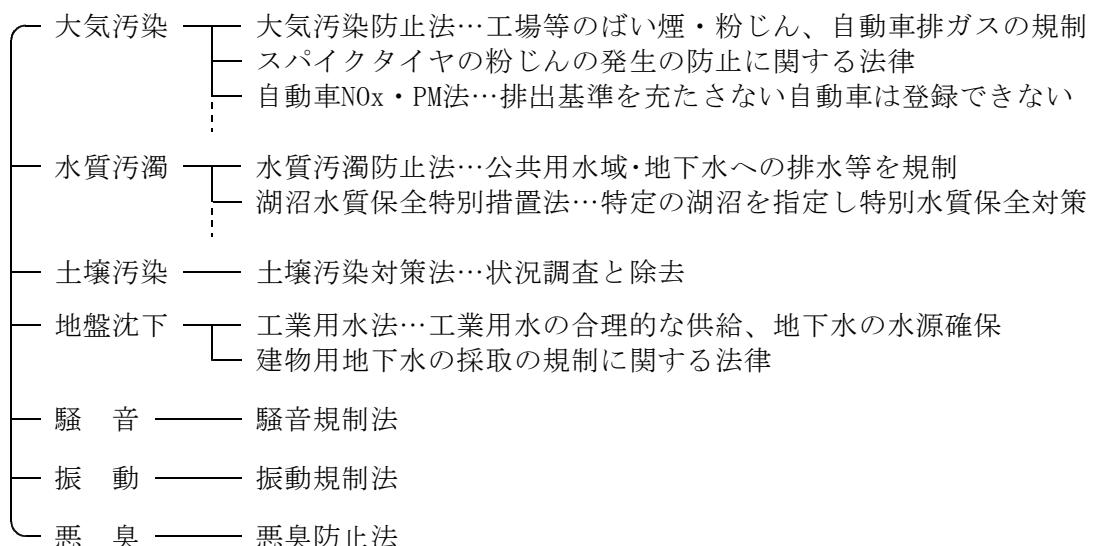
第2節 ビジネスと環境保全関連法



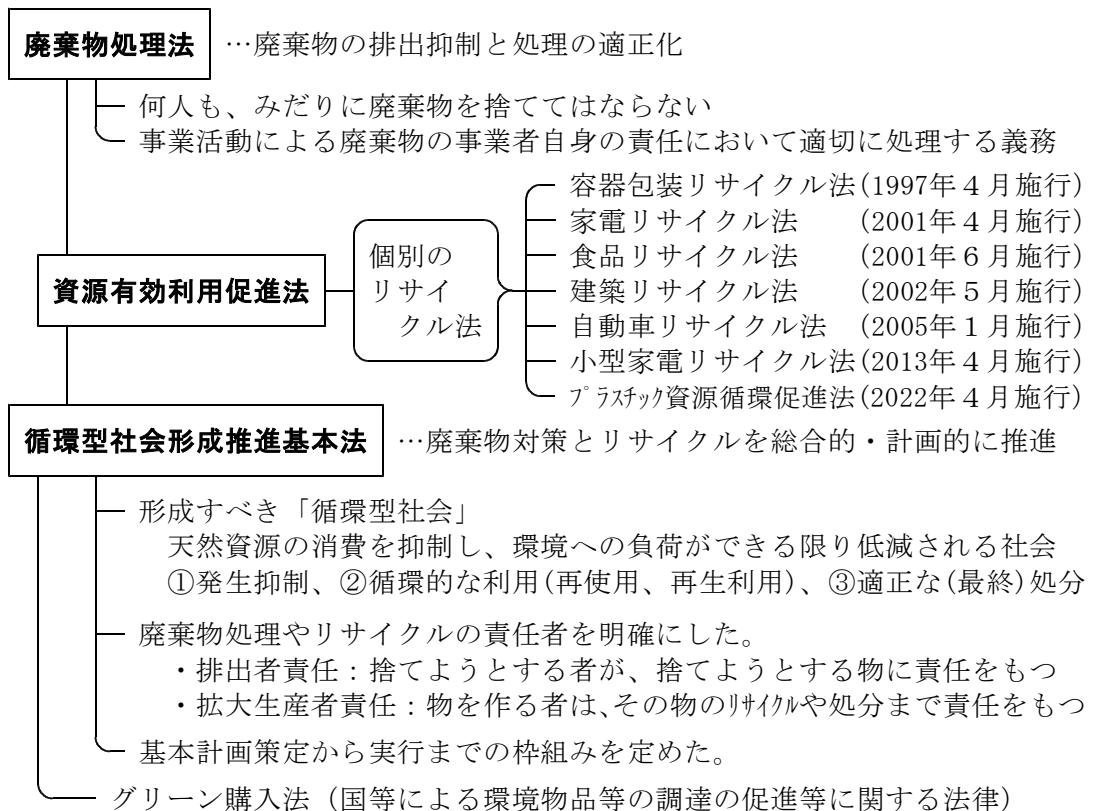
1 環境保全に関する法律



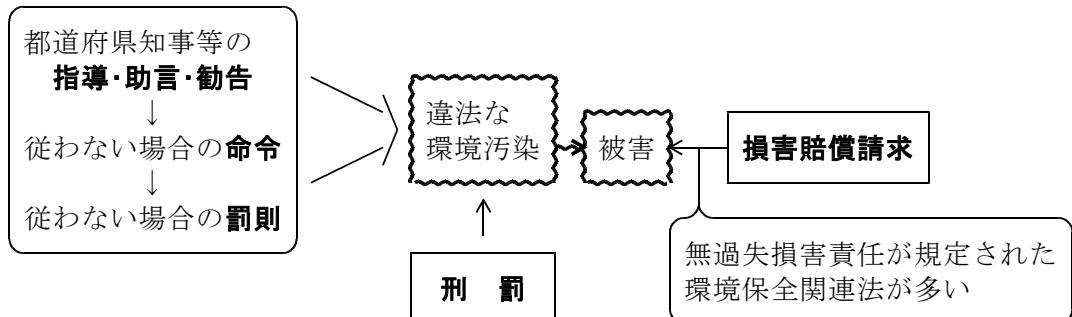
2 環境の個別の要素ごとの保全法（公害対策）



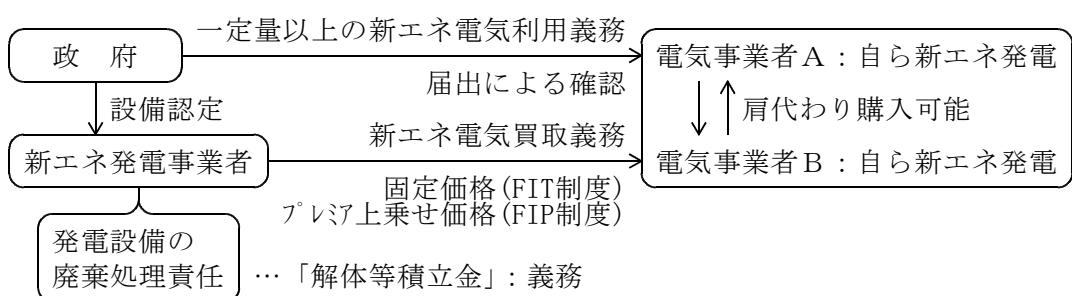
3 保全の対象として特定の環境の要素を限定しないもの



4 環境関連法による企業に対する規制方法



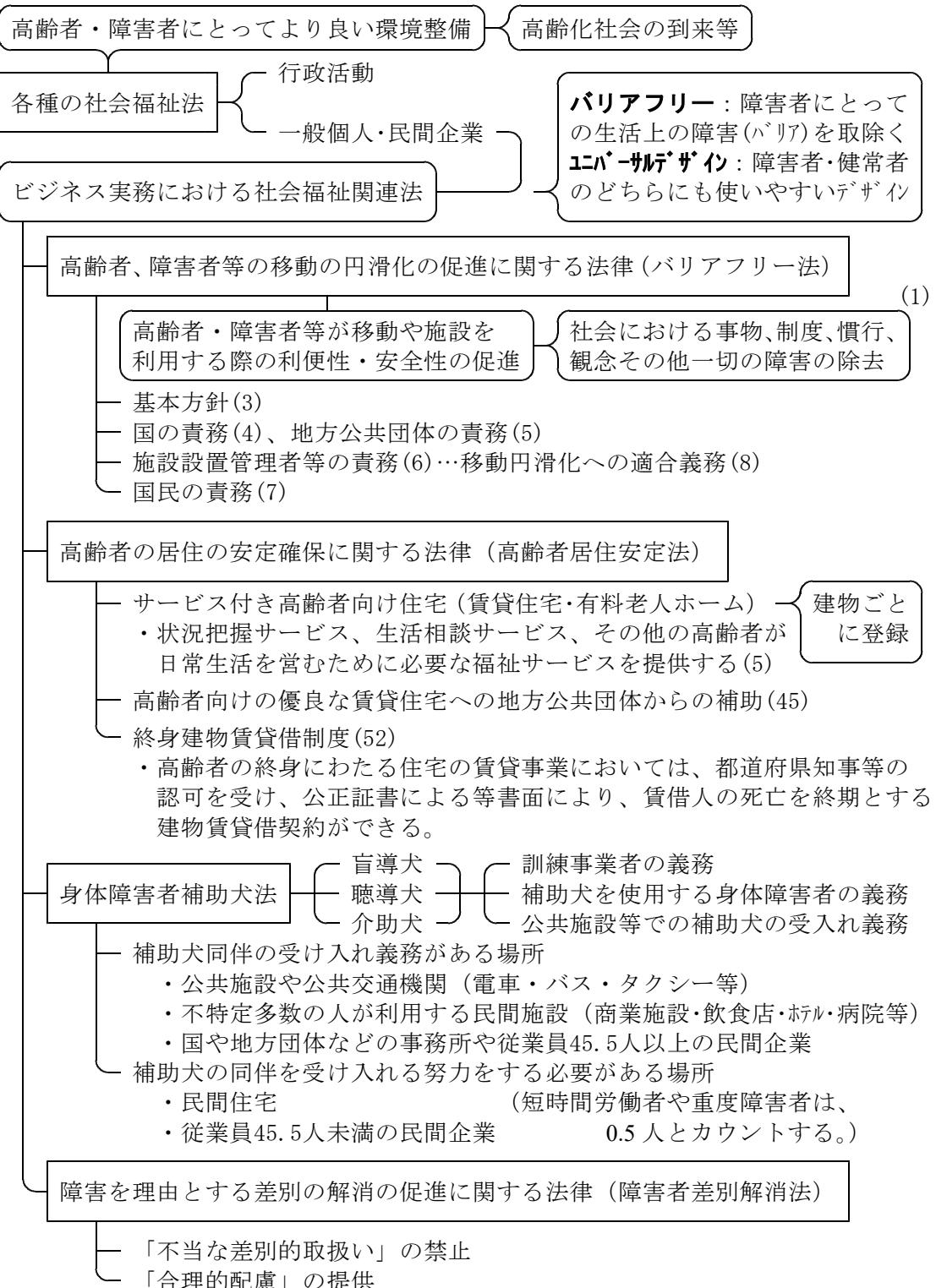
5 再生可能エネルギー促進法



＜環境保全に関する国際的動向＞

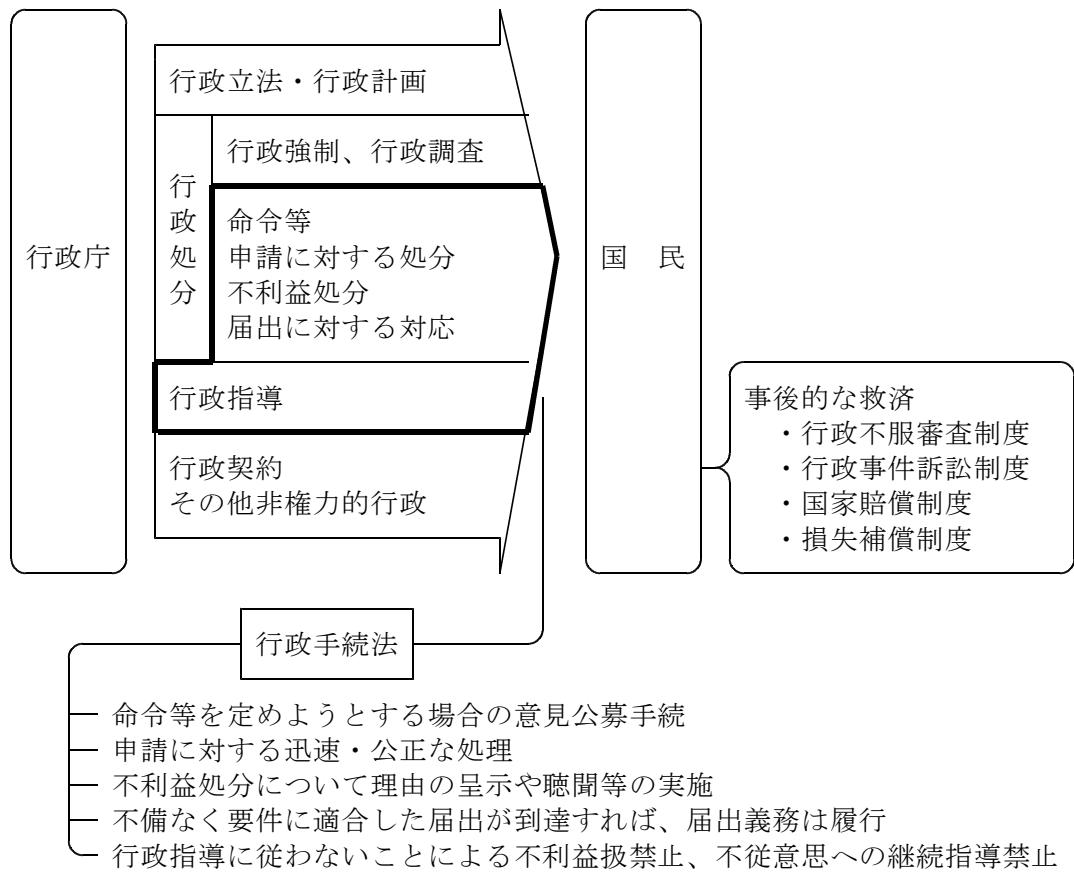
1972	○「国連人間環境会議（ストックホルム会議）」開催 「国連環境計画（U N E P）」設立 ○ローマクラブ「成長の限界」発表
1975	○「ラムサール条約」発効 ○「世界遺産条約」発効 ○「ワシントン条約」発効
1985	○「オゾン層保護のためのウィーン条約」発効
1987	○「環境と開発に関する世界委員会（W C E D）」報告書発表 ○「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択
1988	○「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）」設立
1992	○「 地球サミット 」開催 「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」採択 「 気候変動枠組条約 」採択 「生物多様性条約」採択 「森林原則声明」採択 「持続可能な開発のための人類の行動計画アジェンダ 2 1」採択 ○有害廃棄物の国境を越える移動および処分の規制に関する 「バーゼル条約」発効
1993	○「環境基本法」制定（※日本国内）
1996	○環境マネジメントシステムの国際規格「 I S O - 1 4 0 0 1 」発行
1997	○気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）開催 「 京都議定書 」採択…具体的な温室効果ガスの削減目標を定める
1998	○気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4） 「ブエノスアイレス行動計画」採択…京都議定書の早期発効を目指す
2002	○「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」開催 ○気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8） 「デリー宣言」採択…京都議定書の未批准国に、批准を強く求める
2005	○「 京都議定書 」発効
2006	○「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」第1回閣僚会議開催
2007	○I P C C 第4次報告（地球温暖化は人間のCO ₂ 排出に起因すると明言） ○G 8サミット（ポスト京都会議の議論、生物多様性確保の必要性）
2009	○「地球温暖化防止コペンハーゲン会議」開催 各国首脳級の会談による「コペンハーゲン合意」採択
2010	○「国際生物多様性年」 「生物多様性条約の第10回締約国会議（COP10）」開催 「名古屋議定書」「愛知ターゲット」採択
2015	○気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21） 「 パリ協定 」採択…途上国を含めた全ての国が参加
2019	○「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定（日本→国連）

第3節 社会福祉関連法



第4節 企業活動と行政の関わり

1 行政手続法



2 地方公共団体が制定する条例

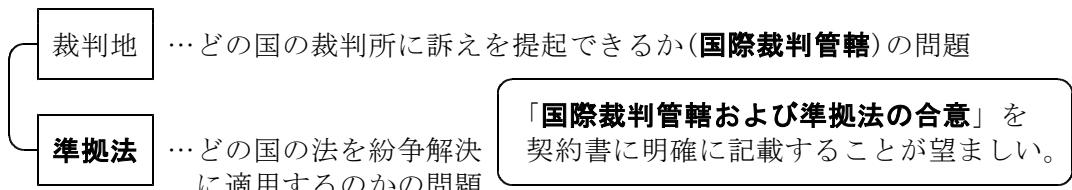
独自の規制 …各地方の実情に合わせ、『法律の範囲内』で、制定できる。

上乗せ条例…同じ目的で、更に厳しい規制を定めるもの

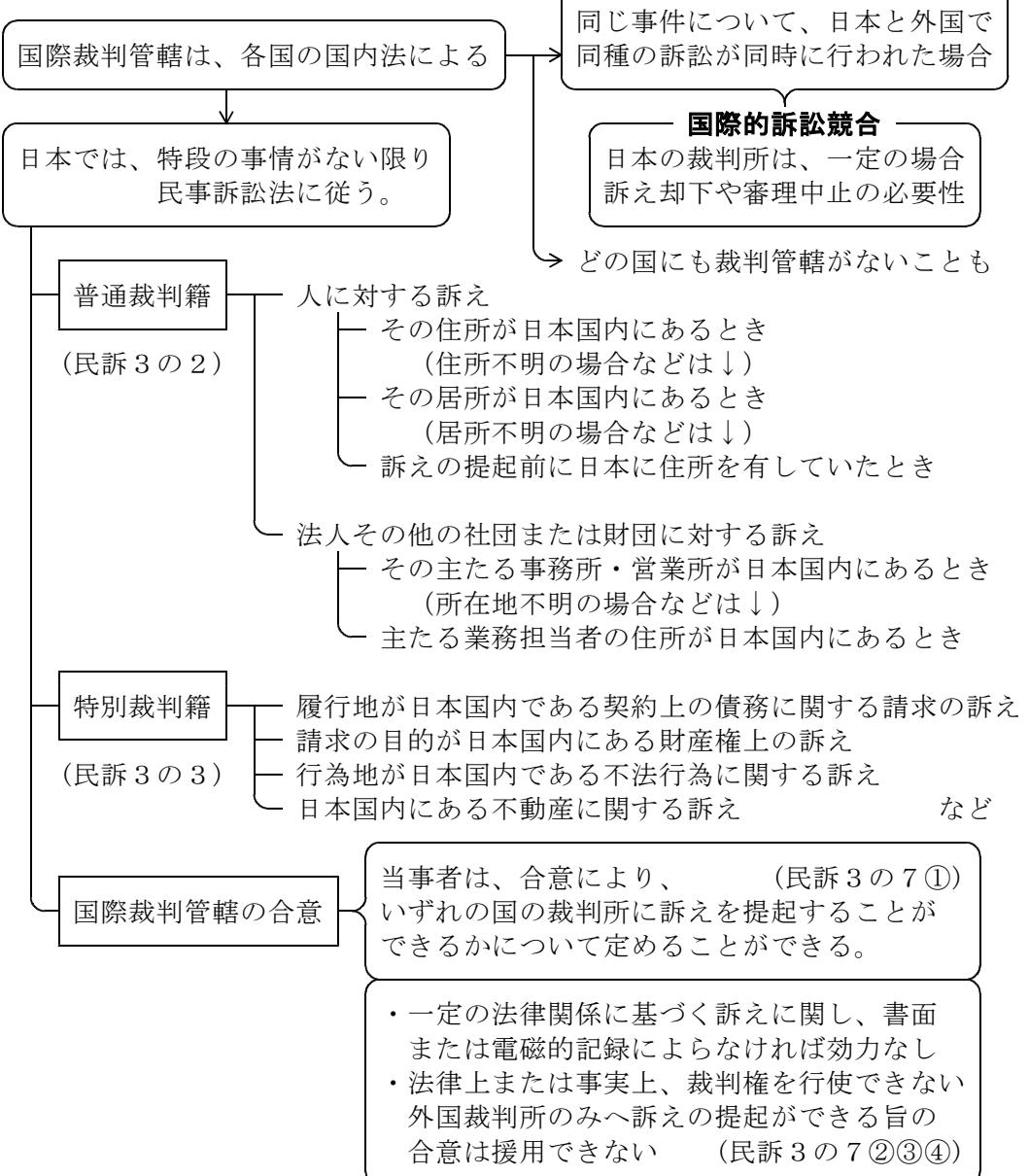
横出し条例…同じ分野でも、異なる目的で、更に範囲を広げて規制するもの

第16章 国際法務（涉外法務）

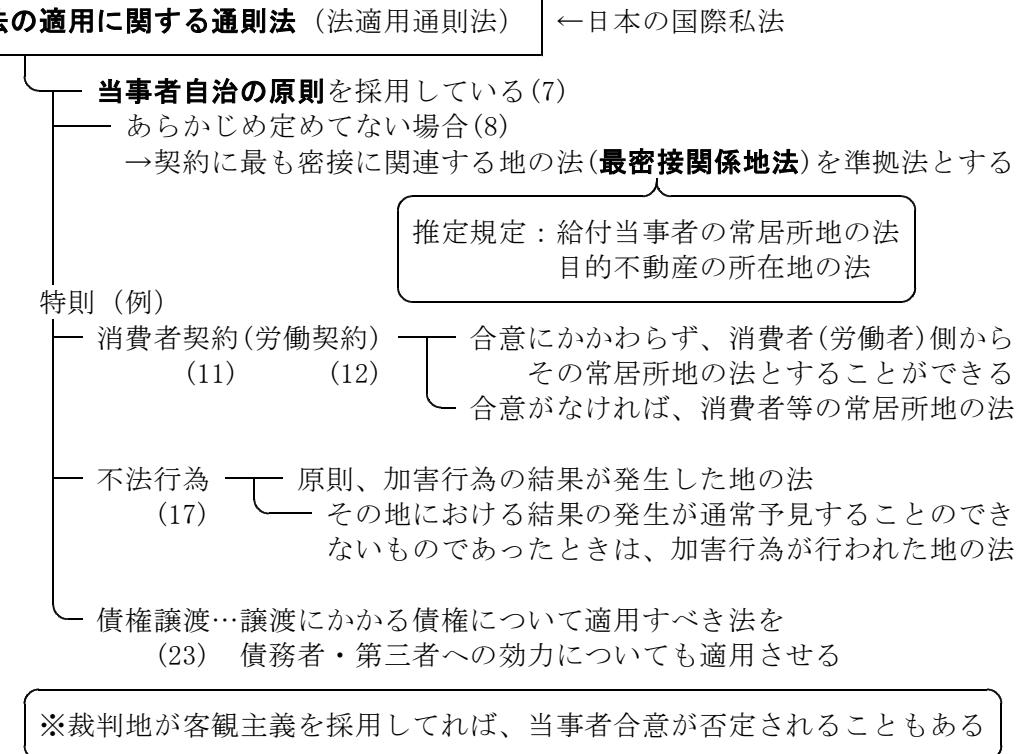
第1節 国際取引に関する法的諸問題と対応のポイント



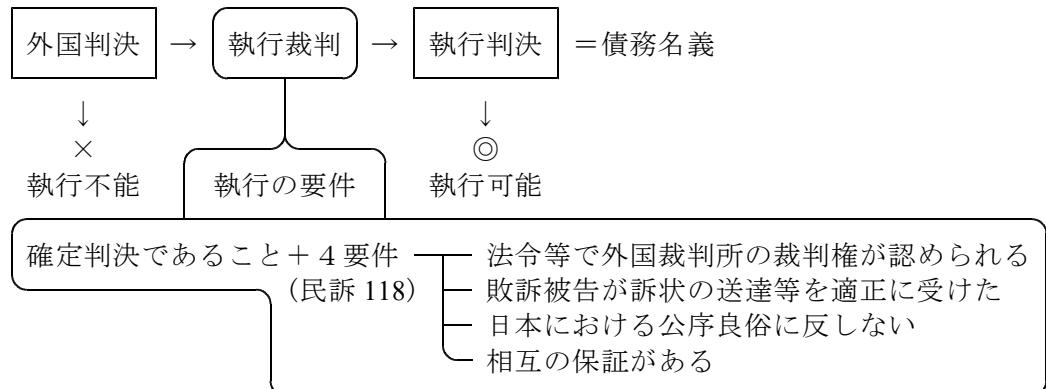
1・2 裁判地と国際訴訟競合



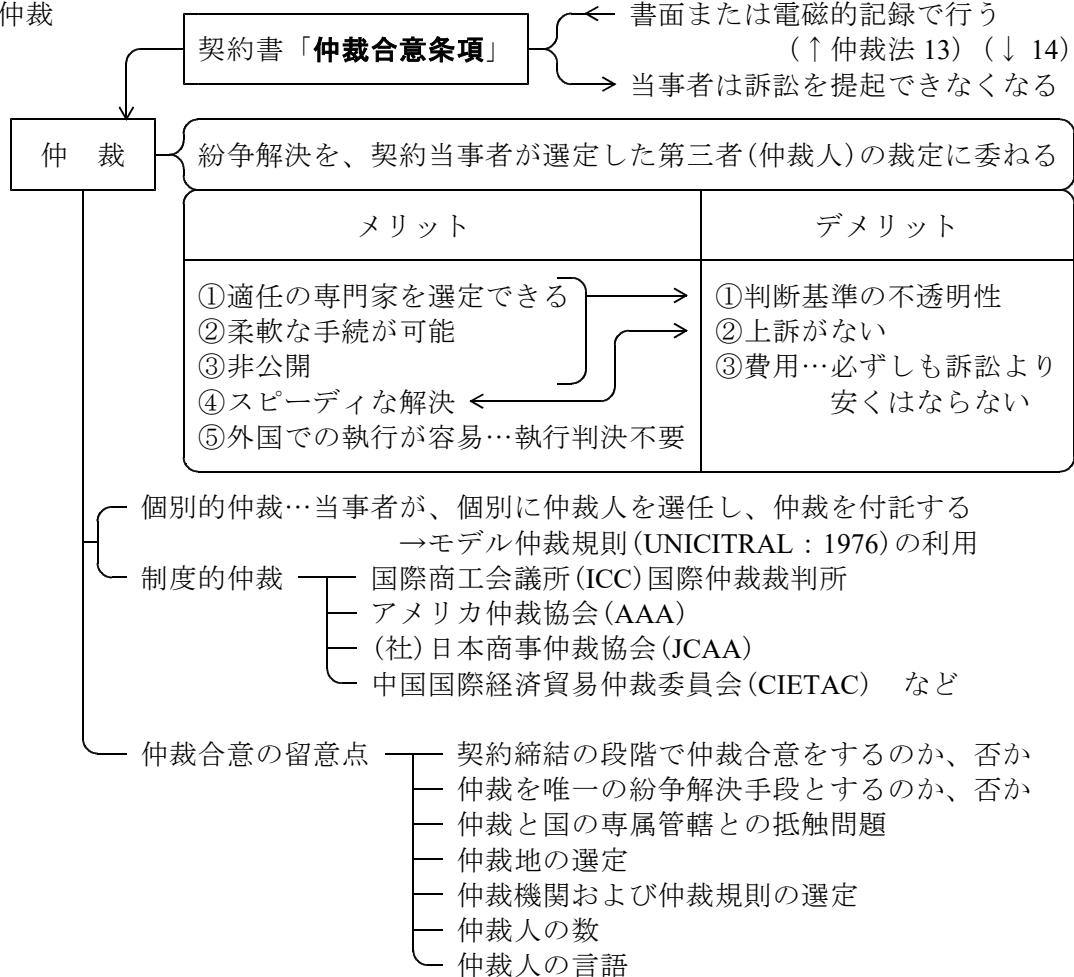
3 準拠法…紛争解決に適用する法（準拠法）は各国の国際私法による。



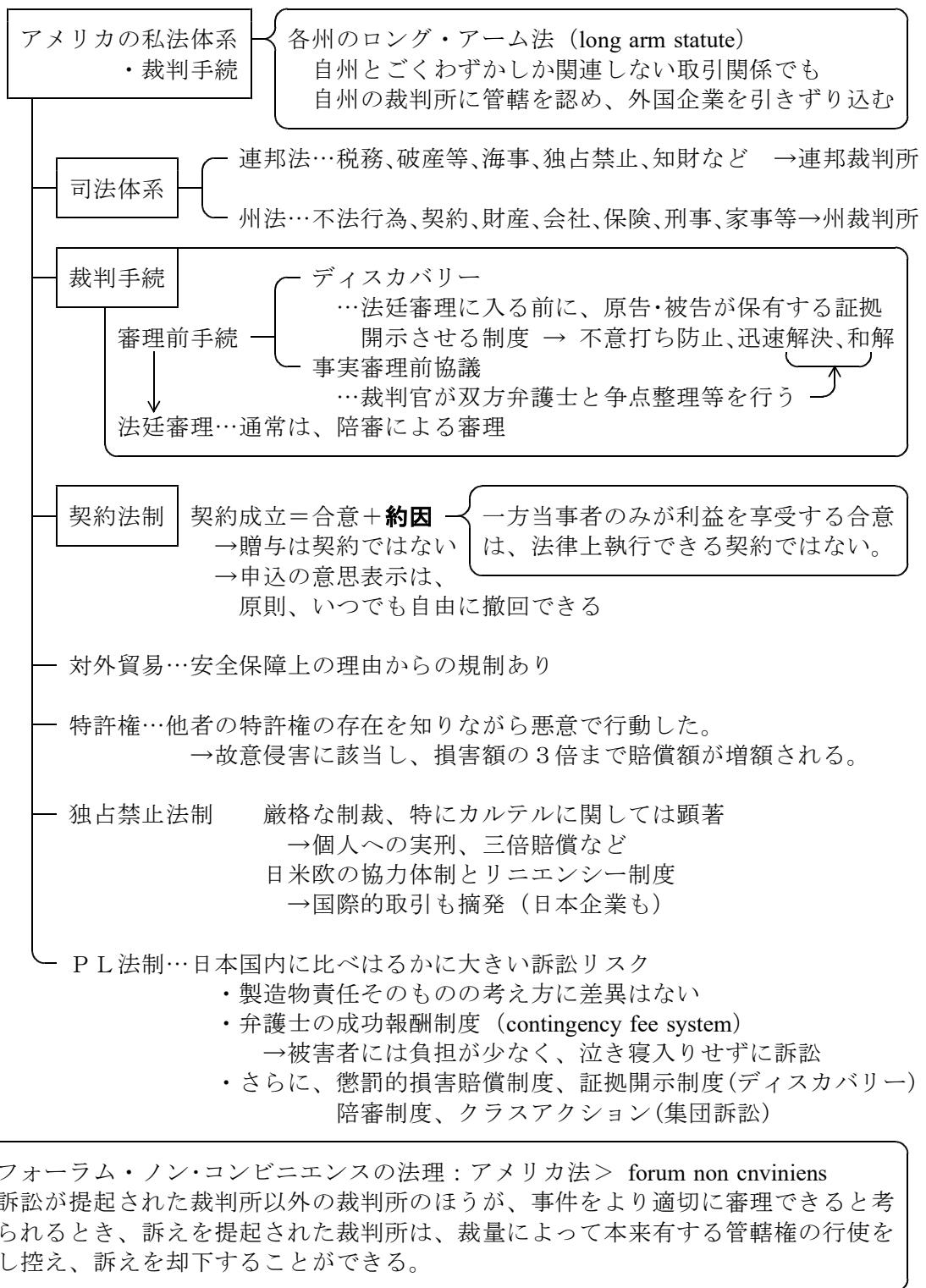
4 外国判決の執行



5 仲裁



II アメリカの法制度



(参考) 中国の法制度

中華人民共和国の法体系・司法制度

法令体系	契約法
<ul style="list-style-type: none"> 法律(狭義)、行政法規、部門規則、地方性法規・地方政府規則等の4種 統一民法典はなく分野ごとに存在 民法通則、物権法、担保法、契約法など 	<ul style="list-style-type: none"> 日本民法とも近いが細部で異なる 15種類の各種契約規定など
外商投資企業	貿易関連制度
<p>三資企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 中外合弁企業…共同出資持分会社 出資比率に応じた利益配当 中外合作企業…共同出資持分会社 出資比率と無関係に利益配当 外資企業…100%外資の持分会社 <p>外資投資株式会社…共同出資持分会社 外資投資パートナーシップ企業…法人格なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対外貿易権…届出により登録 外商投資企業でも取得可 外貨管理…国家外貨管理局が行う。 資本収支項目の外貨取引は 当局の許認可または届出 加工貿易…原材料の輸入関税原則免除 事前に商務部門の許認可必要
不動産管理制度	担保制度
<ul style="list-style-type: none"> 土地の私有は認められない 土地使用権 <ul style="list-style-type: none"> 割当土地使用権 払下土地使用権…外商投資企業の工場建設 土地と建物は一体として処分 	<p>5種類あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証 抵当権 質権 留置権 手付
独占行為	製造物責任・消費者保護
<p>独占禁止法による規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 独占的協定(カルテル) 市場支配的地位濫用 事業者の集中 	<ul style="list-style-type: none"> 製品品質法…製造者の無過失責任 販売者の三包責任(修理・交換・返品) <p>※近年は、消費者紛争も増加</p>
知的財産制度	労務法制
<ul style="list-style-type: none"> 特許法…発明、実用新案、意匠 商標法…先願主義、著名商標拒否等 著作権法…ソフトウェアの任意登録制度 不正競争防止法…営業秘密侵害規制 <p>※海外企業へのライセンス等取引には 政府関連機関の許認可、登録等が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤務開始日より1ヶ月以内に書面で契約 使用期間は6ヶ月が上限 競業避止義務設定は高級管理職等のみ 一定数以上の整理解雇は労組の意見を聴取した上で労働行政部門に報告義務 労働紛争は仲裁を経ないと提訴不可
紛争解決制度	
<p>訴訟による紛争解決</p> <ul style="list-style-type: none"> 二審終審で、各審理も速い 地方保護主義あり 執行申立期間は2年 日本との相互執行条約なし 	<p>仲裁による紛争解決</p> <ul style="list-style-type: none"> 中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC) ニューヨーク条約により仲裁採決の相互執行可能

第2節 國際取引に関する個別の法的諸問題

I 國際取引における契約書作成上の諸問題

1 契約締結の準備	<ul style="list-style-type: none"> 相手方企業の調査 適用法規の調査…日本で適法でも、現地では違法なことも
2 契約書作成	<p>1) 様々な事態を想定して契約条件を検討し、可能な限りドラフトに盛込む</p> <p>2) 先手をとつての第1次案の提示</p> <p>3) 交渉過程における中間的な確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ミニツ・オブ・ミーティング（交渉議事録） レター・オブ・インテント、MOU（合意文） <p>5) 固有条項の記載</p> <p>権利義務を明確にしておく</p> <p>4) 一般条項の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約期間、契約終了 不可抗力…英米法では免責なし 秘密保持 完全合意…以前の合意に優先する 支払、税金 譲渡 準拠法、国際裁判管轄、仲裁 通知、修正
3 代表的な国際取引契約とその諸問題	
(1) 国際売買契約	(2) 国際販売代理店契約
CISG（ワイン売買条約）、インターコムズに規定	<ul style="list-style-type: none"> 代理店（Agent）か販売店（Distributor）か 販売地域の指定 競業禁止規定…契約解消後の継続も 最低販売義務…契約解除事由とも 契約期間、契約更新 知的財産権…ブランド使用やノウハウ供与等
(3) 国際ライセンス契約	(4) 秘密保持契約
知財のみならず営業秘密やノウハウ等にも	<ul style="list-style-type: none"> 秘密情報の定義 例外規定 情報開示義務 アクセス者の特定 期間 強制執行・保全処分…漏洩防止措置 派生発明の取扱い 秘密情報の返却ないし破棄 損害賠償額の予定

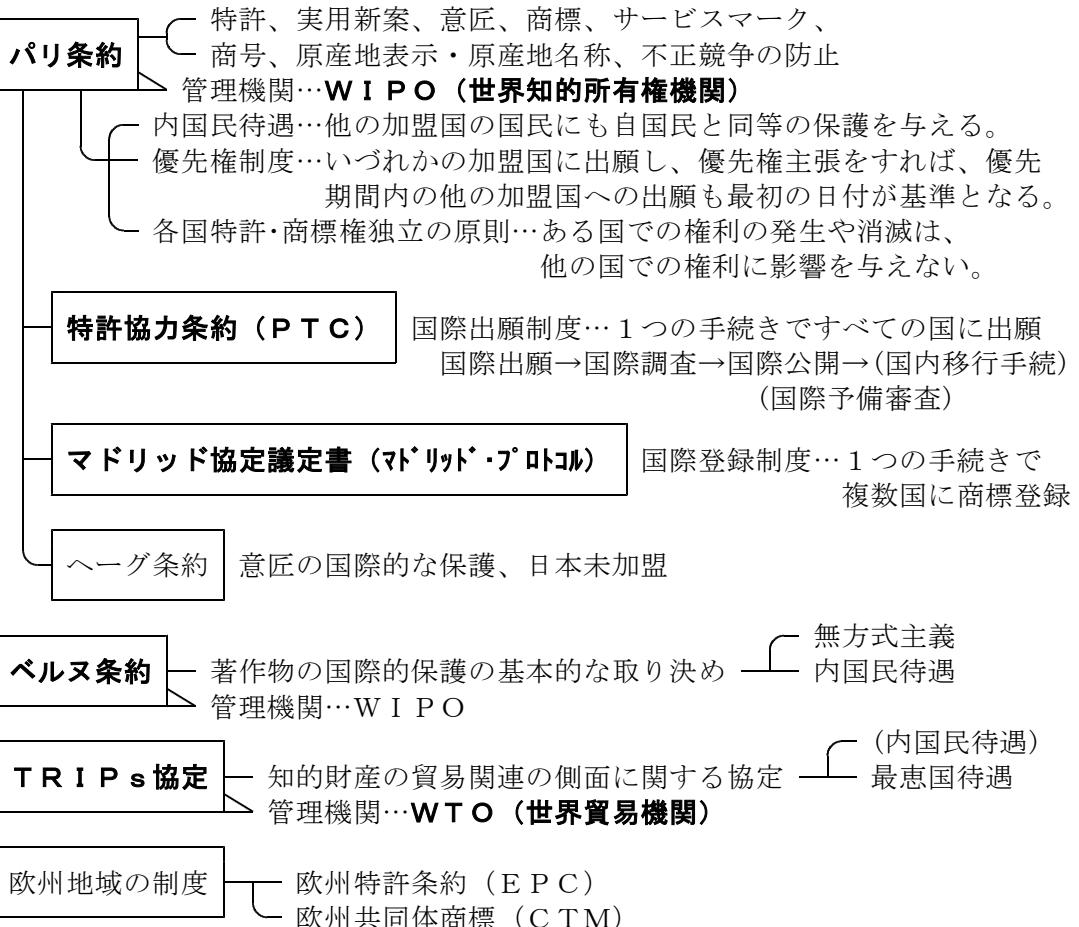
II 國際取引に関するその他の法的諸問題

1 國際的な知的財産権の保護

(1) 屬地主義の原則

それぞれの国の法制度に従う屬地主義の原則がとられるが、手続的に煩雑となり、また、技術情報の国際的な保護が十分になされないおそれがあるため、以下のような国際条約が締結され、屬地主義を補完している。

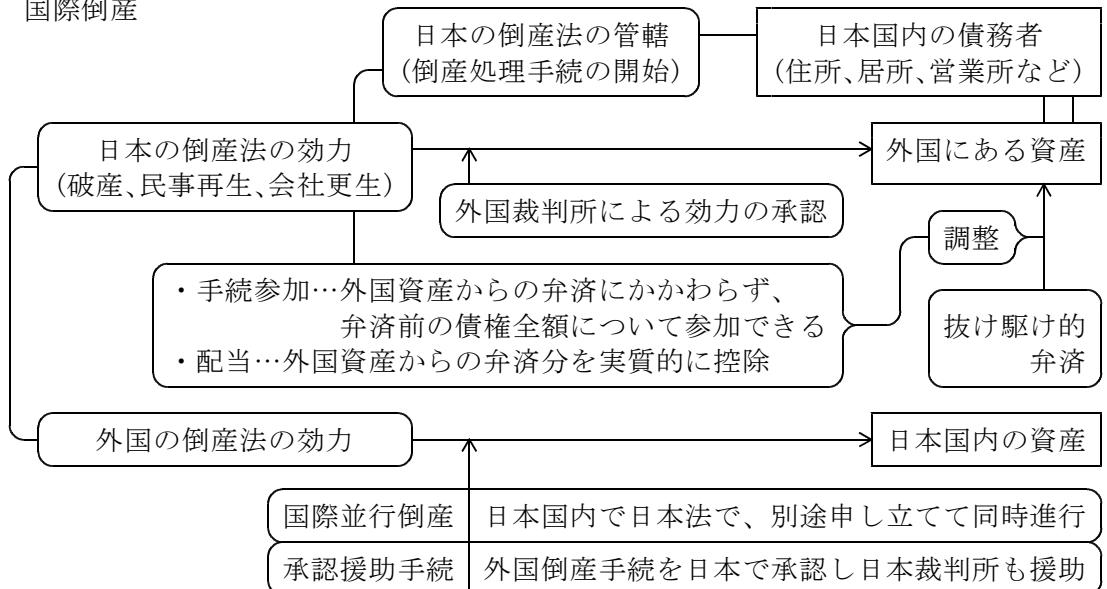
(2) 知的財産保護の国際化



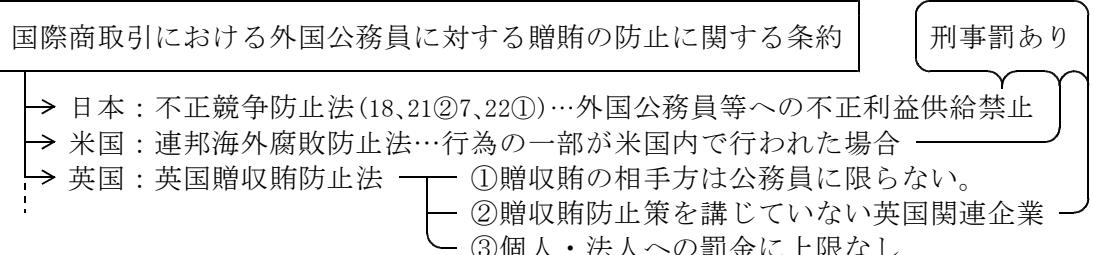
(3) 國際的知的財産権保護に関する個別問題…権利行使により阻止できるか

並行輸入	<ul style="list-style-type: none">特許権…使用地域除外の合意がないならできない。商標権…ライセンス契約地域外での製造は権利侵害となる著作権…並行輸入は著作権を侵害しない(著作権法 26 の 2 ②)
模造品対策	<ul style="list-style-type: none">知的財産権を侵害する物品は、輸入禁制品として、輸入差止め輸入目的以外で、知的財産権を侵害する物品の移動に罰金経由国の税関に、輸入停止を申し立てる方法も…アメリカなど

2 国際倒産



3 外国公務員への贈賄等の防止 (OECD外国公務員贈賄防止条約)



<WTOと国際通商問題>

<WTO(世界貿易機関)とは>
自由で、円滑な国際貿易の実現を目的とした
国家間取引のルールを扱う唯一の国際機関

本部：ジュネーブ
総会—一般理事会
専門委員会や作業部会

物品理事会
サービス理事会
その他
知財理事会

3つの原則	最恵国待遇	特定加盟国に与えた優遇措置は、自動的に他の同盟国にも
	内国民待遇	内国の生産品と加盟国からの輸入品とを平等に扱うべき
	数量制限の一般的廃止	人等の生命・健康の保護や天然資源の保存に必要でない限り、ある生産品の輸入量を規制して自由貿易を妨げることを禁止
4つの機能	国際的紛争解決	当事国間の協議、その後のパリ検討を経た報告・採択等
	加盟国の貿易政策の分析	分析が実質的な監視となり、協定の結束力を向上
	WTO協定の見直し	実情に合わせ、不都合な部分を修正する。
	訓練や技術支援活動	取引円滑化のため、不慣れな加入国に対して行う